

第6次大阪府障がい者計画の策定について

—意見具申—

令和8年6月

大阪府障がい者施策推進協議会

目 次

I. 計画の策定にあたって	2
第1. 計画策定にあたっての基本的な考え方	2
第2. 計画の見直しにあたっての検討体制	4
第3. 主な法制度等の動向	5
II. 第6次大阪府障がい者計画の構成に関する提言	9
III. 重要事項に関する提言	10
第1. 第6次大阪府障がい者計画の基本理念について	10
第2. 第6次大阪府障がい者計画の基本原則について	11
第3. 第6次大阪府障がい者計画の計画期間について	12
IV. 施策の推進方向に関する提言	13
第1. 最重点施策について	13
第2. 各生活場面に共通する横断的視点について	16
1. 障がい者の権利保障	17
2. 障がい者への差別の解消や虐待の防止	17
3. 誰もが暮らしやすい環境の整備	18
4. 情報保障及びコミュニケーション支援の推進	19
5. 障がい者の生活を支える人材の確保・育成	21
6. 地域の支援力の強化	22
第3. 各生活場面について	23
生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」	23
生活場面Ⅱ「学ぶ」	33
生活場面Ⅲ「働く」	38
生活場面Ⅳ「こころや体、命を大切にする」	41
生活場面Ⅴ「楽しむ」	44
V. その他計画策定全般に関する提言	46
VI. 大阪府障がい者施策推進協議会の各部会における提言	48
1. 意思疎通支援部会	48
2. 手話言語条例評価部会	49
3. 文化芸術部会	50
参 考 資 料	52
1. 第6次大阪府障がい者計画策定検討部会審議概要等	53
2. 関係審議会等における審議概要等	55

I. 計画の策定にあたって

第1. 計画策定にあたっての基本的な考え方

- 大阪府においては、令和3年度から令和8年度末を計画期間とする第5次大阪府障がい者計画（以下、「第5次計画」という。）に基づき、幅広い分野にわたる施策を総合的、計画的に推進してきた。第5次計画は、令和5年度に令和3年度から令和5年度までの3年間を振り返り、中間見直しを行い、第7期大阪府障がい福祉計画及び第3期大阪府障がい児福祉計画と一体的なものとして改定が行われた。
- 第5次計画においては、「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に据え、「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」、「多様な主体の協働による地域づくり」、「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」、「合理的配慮によるバリアフリーの充実」、「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」の5つの基本原則の下、地域社会における多様な主体が連携しながら、障がい者の自立と社会参加に向けて、福祉、教育、労働、保健・医療、まちづくり等のあらゆる分野で取組みが実施されてきた。
- とりわけ、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」、「障がい者の就労支援の強化」、「専門性の高い分野への支援の充実」については、最重点施策として位置づけ、具体的な数値目標の達成をめざし、重点的に取組みが推進されてきたところである。
- また、これまでの公的な福祉サービスは、高齢者・障がい者・子どもといった対象者ごとに、典型的と考えられるニーズに対して、専門的サービスを提供することで発展してきた。こうした各福祉サービスの成熟化が進む一方で、少子高齢化をはじめ社会・経済環境の変化が進む中、核家族化や地域のつながりの希薄化等、人々のつながりが弱くなってきたことにより、家族内又は地域内の支援力が低下してきている。

- このため、様々な事情からサービスにつなげることができずに孤立しているケース、8050 問題（高齢の親と支援が必要な 50 代の子が同居）やダブルケア（介護と育児に同時に直面する世帯）等、世帯の中で課題が複合化・複雑化しているケース、公的な福祉サービスの狭間にあるケース等が発生しており、適切な対応が求められている。
- こうした中、令和 3 年 4 月施行の改正社会福祉法では、地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、連携・協力して地域福祉の推進に努める主体として位置づけられた。

また、国、都道府県、市町村は、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備その他地域福祉の推進のために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、保健・医療、教育、労働、文化、まちづくりに関する施策その他の関連施策との連携に配慮するよう努めることが規定された。
- これを受け、大阪府においては、令和 6 年 3 月に「第 5 期大阪府地域福祉支援計画」を策定し「誰もが困ったときに身近なところで支援を受けられる地域社会」「地域のつながりの中で、ともに支え、ともに生きる地域社会」「あらゆる主体の協働により福祉活動が実践されている地域社会」をめざすビジョンの下、高齢者計画、障がい者計画、子ども総合計画といった各計画との整合性を図りながら、地域共生社会の実現に向けて取り組むこととしている。
- また、令和 6 年 7 月に最高裁判所大法廷判決において旧優生保護法が違憲であると判断され、国の損害賠償責任が認められたことを受け、優生手術等や人工妊娠中絶等（以下、「優生手術等」という。）を受けることを強いられ被害を受けた方々に対する補償金等の支給に関する法律が成立し、救済が開始されたところである。
- さらに、最高裁判決を受け、内閣総理大臣を本部長とし全閣僚で構成する「障害者に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向けた対策推進本部」が設置され、障がいのある人に対する偏見や差別のない共生社会の実現に向け政府全体で取り組むべき事項を取りまとめた「障害者に対する偏見や差別

のない共生社会の実現に向けた行動計画」が令和6年12月に決定された。

- 一方、国際的な動きとして、令和4年9月に、国連障害者権利委員会の見解及び勧告を含めた総括所見（以下、「国連勧告」という。）が採択・公表された。

これを受け、国は、各府省において、障害者基本計画に盛り込まれていない事項も含め、国連勧告等を踏まえた適切な検討や対応が求められるとし、また、障害者政策委員会においても、必要に応じ、各府省における検討や対応を踏まえながら、障害者基本計画の実施状況の把握等を通じ、国連勧告等への対応について監視を行っていくとしている。

- このような背景も踏まえ、本意見具申においては、障がい者の権利について、改めて見直し、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向け、取りまとめることとする。大阪府には、本意見具申の提言を最大限尊重し、様々な主体が協力し合い、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組み、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現を切望するものである。

第2. 計画の見直しにあたっての検討体制

- 大阪府障がい者施策推進協議会では、計画の策定に向け、「第6次大阪府障がい者計画策定検討部会」（以下、「計画部会」という。）を設置し、令和7年5月から精力的に議論を重ねてきた。
- 計画部会では、障がい当事者及びその家族をはじめ、地域の関係機関や企業及び市町村、学識経験者等から委員が参画し、第5次計画の共通場面「地域を育む」及び各生活場面における「今後の課題」と「個別分野ごとの施策の方向性」について、令和4年に国連勧告が採択・公表されたこと等の動向も念頭に様々な視点から、現状や取組状況を評価し検討してきた。
- 計画部会での検討をもとに、大阪府障がい者施策推進協議会として、計画の策定にあたって意見具申をとりまとめた。

第3. 主な法制度等の動向

- 第5次計画改定後の主な法改正等は以下の通りであり、これらの趣旨、目的等についても、第6次大阪府障がい者計画（以下、「次期計画」という。）にできる限り反映していくことが望ましい。

- こども基本法の施行、こども家庭庁の創設等（令和5年4月）

こども基本法は、こども施策に関し基本理念を定め、こども施策の基本となる事項を定めるなどにより、こども施策を総合的に推進することを目的としており、こども施策の基本理念として、「全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けることがないようにすること」等を掲げている。

また、「こどもまんなか社会」の実現に向けた政府の司令塔として、こども家庭庁が創設された。

さらに、こども基本法の基本理念にのっとり、こども施策を総合的に推進するため策定された「こども大綱」（令和5年12月22日閣議決定）において、「障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する」とされた。

- 障害者総合支援法等の一部改正（令和6年4月施行、一部令和5年4月、10月施行）

障がい者等の地域生活や就労の支援の強化等により、障がい者等の希望する生活を実現するため、①障がい者等の地域生活の支援体制の充実（障害者総合支援法、精神保健福祉法）、②障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進（障害者総合支援法、障害者雇用促進法）、③精神障がい者の希望やニーズに応じた支援体制の整備（精神保健福祉法）、④難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化（難病法、児童福祉法）等の措置を講じることとされた。

○ 児童福祉法の一部改正（令和６年４月施行）

児童発達支援センターが地域における障がい児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障がい種別に関わらず障がい児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行うこととされた。

また、障がい児入所施設については、入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とすることとされた。

なお、都道府県社会的養育推進計画の策定要領（令和６年３月）では、「障害児の養育の特質に鑑みれば、障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で行われる必要がある。このため『良好な家庭的環境』において養育されるようユニット化等によりケア単位の小規模化を推進すること」とされた。

○ 障害者差別解消法の改正（令和６年４月施行）

事業者による合理的配慮の提供が全国的に法的義務とする法改正がされた。また、これにあわせて、改正法の円滑な施行に向け、政府全体の方針となる障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針が改定され、「不当な差別的取扱い」や「合理的配慮の提供」に関する例を新たに記載したほか、行政機関等・事業者と障がいのある人の双方の「建設的対話」と「相互理解」が重要であることが明記された。

○ 孤独・孤立対策推進法（令和６年４月施行）

「孤独・孤立に悩む人を誰ひとり取り残さない社会」、「相互に支え合い、人と人との『つながり』が生まれる社会」をめざし、基本理念として、① 孤独・孤立の状態は人生のあらゆる段階において何人にも生じ得るものであり、社会のあらゆる分野において孤独・孤立対策の推進を図ることが重要であること、② 孤独・孤立の状態にある者及びその家族等（当事者等）の立場に立って、当事者等の状況に応じた支援が継続的に行われること、③ 当事者等に対しては、その意向に沿って当事者等が社会及び他者との関わりを持つことにより孤独・孤立の状態から脱却して日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるようになることを目標として、必要な支援が行われることが明記さ

れた。

- 学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年６月公布、令和８年１２月施行 以下、「こども性暴力防止法」という。）

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務付けられた。

具体的には、安全確保措置として、性犯罪前科の有無を確認すること、配置転換等の雇用管理上の措置、採用選考の際、誓約書等で求職者の性犯罪前科の有無を確認、情報管理措置として、犯罪事実確認に関する情報を適正に管理するための取組みを実施することとされた。

また、従事者等が特定性犯罪事実該当者に該当するか否かに関する情報を国が事業者等に対して提供する仕組みが設けられた。

- 旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律（令和７年１月施行）

昭和 23 年に制定された旧優生保護法における特定の疾病や障がいをもつ者等を対象とする不妊手術に関する規定は、個人の尊厳と人格の尊重の精神に著しく反する上、差別的なものであり、憲法に違反するものであったとする最高裁大法廷判決を受け、国において旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律を定め、被害者への補償金等の支給を進めることとされた。

- 手話に関する施策の推進に関する法律（令和７年６月施行 以下、「手話施策推進法」という。）

手話がこれを使用する方にとって日常生活、社会生活を営む上で、言語その他の重要な意思疎通のための手段であることを認識し、手話に関する施策を総合的に推進することを目的とした法律が施行された。

国や地方公共団体は、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組むこととされた。

○ 2024 年度障害福祉サービス等報酬改定等（令和 6 年 4 月、6 月、令和 7 年 10 月）

喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障がい者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要があるとの観点から、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しが行われた。

- ・ 障がい者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実
- ・ 医療と福祉の連携の推進
- ・ 精神障がい者の地域生活の包括的な支援
- ・ 障がい児に対する専門的で質の高い支援体制の構築
- ・ 障がい者の多様なニーズに応じた就労の促進
- ・ 持続可能で質の高い障がい福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し

また、令和 7 年 10 月には、障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するためのサービスとして、就労選択支援が新設された。

○ 高次脳機能障害者支援法（令和 8 年 4 月施行）

高次脳機能障がい者に対する支援に関し、基本理念を定め、国や自治体が果たすべき責務等を明記するとともに、地域での生活支援、相談体制の整備、高次脳機能障がい者支援センターの指定等について定め、高次脳機能障がい者の自立及び社会参加のため、その生活全般にわたる支援を図ることで、高次脳機能障がい者を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会を実現することを目的とした法律が施行された。

Ⅱ. 第6次大阪府障がい者計画の構成に関する提言

- 次期計画の構成について、障がい者の生活場面で整理された大阪府独自の基本構成は大筋で第5次計画を継承するとともに、基本理念及び基本原則等については、様々な国内法の整備や障がい者の自立及び社会参加を取り巻く社会情勢の変化を踏まえつつ、さらに経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会など未来のめざすべき社会の姿を提示した2025大阪・関西万博のレガシーも活かし、共に生きる社会の実現に向け不断に取組みを進めていく観点から、改めて整理すべきである。
- 第4次計画より、6つの生活場面「地域やまちで暮らす」、「学ぶ」、「働く」、「心や体、命を大切にする」、「楽しむ」、「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」が整理され、個別分野ごとの施策の方向性の下、施策が展開されてきた。
- その後、障がい者とその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化する中、平成30年4月の改正社会福祉法施行により、都道府県の地域福祉支援計画が、障がいや高齢等、各福祉分野の上位計画と位置づけられ、インクルーシブな共に生きる社会の実現に向け、より包括的な地域での支援体制を整備していくことが示された。こうしたことも踏まえ、「共に生きる社会」を実現するために、共通場面「地域を育む」について現状と課題や施策の方向性が整理された。
- 共通場面「地域を育む」に掲げる個別分野ごとの施策の方向性は、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向け、様々な主体が協力し合い、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組み、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現をめざす上で必要な視点となる。
- また、生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」の中で示した、地域の多様な主体が、障がい者の命と尊厳を尊重し、障がい理解の促進・合理的配慮の提供を共通認識として持つことが重要であるといった視点

は、他の生活場面においても共通する視点である。このため、共通場面「地域を育む」と合わせて再編成し、『各生活場面に共通する横断的視点』と改め、他の生活場面においても必要な整理を行うべきである。

- なお、大阪府障がい福祉計画、大阪府障がい児福祉計画（以下「福祉計画等」という。）については、令和８年に国が示す基本指針を踏まえた見直しを行い、次期計画と始期を同じくして策定されるものであり、引き続き、障がい者計画と一体的にとりまとめるべきである。

Ⅲ. 重要事項に関する提言

第１．第６次大阪府障がい者計画の基本理念について

- 第５次計画では「全ての人間（ひと）が支え合い、包容され、ともに生きる自立支援社会づくり」を基本理念に掲げ、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、全ての障がい者が分け隔てられることなく、地域で孤立せず、支援を行き届かせることができる「誰一人取り残さない大阪」の実現に向け、全ての人間（ひと）が支え合い生きるインクルーシブな社会の実現を目標としている。
- この基本理念は、国の障害者基本計画（令和５年度～令和９年度）における理念とも共通しており、障がいの有無により分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合う共生社会を実現するために引き続き重要な視点であることから、次期計画においても大筋で継承すべきである。
- また、障がい福祉を支える地域を育む視点や、「誰一人取り残さない」というＳＤＧｓの理念は、次期計画においても、その重要性に何ら変わるところはなく、共生社会の実現に向け、相まって進めていくべきである。
- 加えて、２０２５年に開催された２０２５大阪・関西万博のテーマ『いのち輝く未来社会のデザイン』を具体的に掘り下げた３つのサブテーマ「いのちを救う」「いのちに力を与える」「いのちをつなぐ」は、障がい者施策の推進に共通する視点である。万博のレガシーを活かして、府民の豊かな暮らしや、安全・安

心、ウェルビーイングの向上につなげていくべきである。

- 以上の考え方から、次期大阪府障がい者計画の基本理念として、今後、大阪府がめざすべき社会をイメージし「すべての人が認め合う、いのち輝く自立支援社会づくり」とすることを提案する。
- これは、障がい者の尊厳と権利の保持を前提に、地域の多様な主体が相互に理解し合い、支え合うことで、包摂性のある地域が育まれ、障がい者とその家族が孤立することなく、そうした地域社会においてありのままに生きること、つまりインクルーシブな社会が実現されることを表現するものであり、障害者権利条約の理念に通じるものである。

第2. 第6次大阪府障がい者計画の基本原則について

- 第5次計画においては、「障がい者差別・虐待の防止、命と尊厳の保持」、「多様な主体の協働による地域づくり」、「あらゆる分野における大阪府全体の底上げ」、「合理的配慮によるバリアフリーの充実」「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」という5つの項目について、基本原則が整理されている。
- 次期計画においては、障がいのある人が他の者と平等な人権の主体であることとあらためて捉えるとともに、基本理念に掲げる社会の実現に向けて、今後の障がい福祉分野における課題解決に取り組んでいくにあたっては、地域社会における障がい理解や課題認識に基づく連携、協働が不可欠であり、そのような地域を育んでいく意識を共有していくことが必要であると考えます。
- また、第5次計画より盛り込まれた、地域社会における多様な主体が、障がい者の自立と社会参加のために、様々な役割を果たしていけるよう、市町村及び大阪府がより連携して、大阪府全体の底上げにつながる環境整備に取り組むことにより、あらゆる地域で支援をきちんと行き届かせること、様々なサービス水準や支援の質が高まることをめざすといった、大阪府全体を底上げする姿勢は重要であることから継承すべきである。

○ このような観点から、次期計画の基本原則は、以下の項目で整理することを提案する。

- (1) 真の共生社会・インクルーシブな社会の実現
- (2) すべての人の命と尊厳の保持
- (3) 障がいの有無によらない相互理解の促進
- (4) 誰もが担い手となる地域づくり
- (5) 多様な主体の強みを活かした大阪府全体の底上げ

第3. 第6次大阪府障がい者計画の計画期間について

○ 昨今の様々な技術革新等により、迅速かつ短期的に社会状況は変化し、今後も加速していくことが見込まれる。とりわけ、『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとして2025年に開催された2025大阪・関西万博を契機として、障がい福祉分野への影響もより大きくなってくると考えられる。また、人口減少や高齢化、物価高騰等、昨今の様々な社会課題が障がい者の生活や障がい福祉サービス等に与える影響は非常に大きく、次期計画の計画期間については、社会状況の変化に柔軟な対応ができ、一定期間の取組みの成果の検証ができるような期間とすべきである。

○ また、大阪府障がい者計画の上位計画である障害者基本計画（5年間）及び大阪府地域福祉支援計画（6年間）の計画期間との関係も勘案する必要がある、それらの計画の動きに柔軟に対応できる計画期間の設定が望ましい。加えて、障がい者計画を実行していくための定量的指標が示された福祉計画等（3年間）の計画期間との整合を図るべきである。

○ 以上のことから、今後の社会状況の変化に柔軟に対応するとともに関係計画等との整合性が図られた計画とするためには、次期計画の計画期間を令和9年度から令和14年度までの6年間とすることを提案する。

＜障がい者計画及び関連する計画の期間について＞

年度	2017 H29	2018 H30	2019 R1	2020 R2	2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14
障害者基本計画 〔内閣府〕		第4次計画(H30-R4)				第5次計画(R5-R9)										
大阪府 地域福祉支援計画 〔福祉部 地域福祉推進室〕			第4期計画(R1-R5)				第5期計画(R6-R11)									
大阪府 障がい者計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第4次計画(後期計画)(H29-R2)				第5次計画(R3-R8)						★ 第6次計画(R9-R14)				
大阪府 障がい福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第5期(H30-R2)				第5期(R3-R5)				第7期(R6-R8)		第8期(R9-R11)		第9期(R12-R14)		
大阪府 障がい児福祉計画 〔福祉部 障がい福祉室〕		第1期(H30-R2)				第2期(R3-R5)				第3期(R6-R8)		第4期(R9-R11)		第5期(R12-R14)		

IV. 施策の推進方向に関する提言

第1. 最重点施策について

- 第5次計画では、「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」、「障がい者の就労支援の強化」、「専門性の高い分野への支援の充実」を、計画の最重点施策に位置づけ、取組みが推進されてきた。
- 障害者権利条約においては、「全ての障害者が他の者と平等の選択の機会をもって地域社会で生活する平等の権利を有することを認める」、「障害者が、他の者との平等を基礎として、居住地を選択し、及びどこで誰と生活するかを選択する機会を有すること並びに特定の生活施設で生活する義務を負わない」とされている。
- 大阪府では、長年にわたり、入所施設や精神科病院から地域生活への移行について、障がい者計画の重点施策に位置づけて、取組みを推進し、一定の成果を挙げてきた。引き続き、本人の意向を把握することがないままに入所等の状態が継続されることのないように、関係機関が連携し、様々な機会を捉えて地域生活のイメージを分かりやすく示したり、具体的に地域での生活を体験したりといった取組みを実施しながら、一人ひとりの状態や本人がどこで・誰と生活したいかの意向を適切に把握した上で、地域での暮らしを実現していくべきである。

- 一方で、現に入所等している人の障がいの重度化・高齢化を背景として、多様化する支援ニーズに対し、画一的な支援プログラムのみで対応することは困難となっているなど、地域生活への移行に取り組み始めた当初とは状況が大きく変化している。本人が望む暮らしが実現できるよう、地域生活への移行を推進していくにあたっては、本人の意思決定支援に取り組むとともに、地域の社会資源を包括的に把握する基幹相談支援センターとの連携や相談支援体制の整備と併せて、重度障がい者等の地域生活を支える環境整備が必要不可欠である。また、地域生活を継続するための支援体制の構築がないままに、地域において障がい者とその家族等が孤立することのないよう十分に留意する必要がある。
- 障がい者が地域で希望する暮らしを実現するためには、住まいの場となるグループホームをはじめ、日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスを質・量ともに確保する必要がある。また、令和5年度より大阪府が実施している施設入所の待機者に関する実態調査の結果等からは、一定数、障がい支援区分や強度行動障がいの状態を示す行動関連項目の点数が高い障がい者等が施設へ入所することを希望しつつ地域生活を継続しているとみられる。本人の心身の状況のみならず、家族の状況の急変、その他突発的な事情による緊急時の支援体制が整備されていることも地域で希望する暮らしを実現するために不可欠であり、地域において施設や病院等の社会インフラが有機的に連携を進めていくという観点を持つ必要がある。
- 加えて、障がいの重度化・障がい者の高齢化、「8050 問題」等の複合化・複雑化した課題等に対応していくために、障がい福祉と高齢介護分野の円滑な連携や、福祉と医療、保健、教育、労働等、関係部局や関係機関との連携・協働も重要である。
- こうした点に留意しつつ、多様な主体が協力し、すべての障がい者が地域社会の一員として、地域とのつながりを持ちながら安心して暮らせる地域を育むとともに、意思決定支援を展開していくための具体的な体制整備をした上

で、本人の希望する暮らしが実現していくことを最重点施策の基本認識として位置づけるべきである。

- 次に、障がい者の就労を支援することは、障がい者の自立と社会参加に不可欠であることから、引き続き、最重点施策に位置づけるとともに、就労後の職場定着や生活の安定を視野に入れ、取組みを強化していくべきである。
- また、大阪府では 20 年以上にわたり、府政のあらゆる分野において、福祉の視点から総点検し、住宅、教育、労働等の各分野の連携の下に、施策の創意工夫や改善を通じて、障がい者等の雇用、就労機会を創出し、自立を支援する取組みとして「行政の福祉化」に先駆的に取り組んできたところであり、このような取組みをさらに拡大していくことが望まれる。
- 特に、令和 7 年 10 月から開始された就労選択支援は、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上と推進を目的としている点を踏まえ、就労支援、就労定着支援においては、一人ひとりに寄り添った支援を行い、就労を通じた生活の質の向上に力点を置いた施策の推進が望ましい。
- 合わせて、これまで重点的に取り組むとしていた高次脳機能障がいや有する障がい児者、発達障がい児者、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者等の専門性の高い分野への支援について、強度行動障がいの状態にある児者も加え、支援の充実を図るべきである。
- また、障がいの重度化・障がい者の高齢化、個々のニーズが多様化していること等を踏まえ、従来の障がい福祉制度では十分に支援の行き届いていなかった障がいや疾病を有する方々にも、幅広く必要な支援を行っていくという姿勢が重要であり、そうした課題に対応していくためにも、福祉と医療、保健、教育、労働等、地域の多様な主体による連携・協働も必要である。

第2. 各生活場面に共通する横断的視点について

- 様々な主体が協力し合い、地域全体で障がい福祉分野の課題解決に取り組む、障がい者が自分らしく、安全・安心に暮らすことのできる大阪の実現をめざすためには、地域で暮らす多様な主体が、障がい者の命と尊厳を保持し、障がい理解の促進・合理的配慮の提供を追求していくことを共通認識として持つことが重要である。
- 一方、障害者虐待防止法（平成24年10月施行）や障害者差別解消法及び大阪府障害者差別解消条例（平成28年4月施行）が施行されて一定期間が経過し、障害者差別解消法等においては、事業者による合理的配慮の提供を義務とする改正がされたこともあり、合理的配慮は広がりつつある。
しかしながら、依然として、障がい者に対する虐待事案や差別事象が発生しており、全国においては、被虐待者が死亡する事件も生じている。
こういったことが繰り返されることがないように、障がい理解の促進及び障がい者への差別の解消や虐待の防止により強力に取り組む必要がある。
- また、駅ホームからの転落事故等、様々な形で障がい者の命に関わる痛ましい出来事が未だ発生しているとともに、近年、地震や台風、豪雨等の自然災害も頻発しており、障がい者の安全確保や基盤整備や関係機関の連携は喫緊の課題である。
- このような状況を社会全体でしっかりと受け止め、「共に生きる社会」を実現するためには、障がい者がその存在を脅かされることなく、また、障がいを理由として差別を受けることや、嫌な経験をすることなく、誇りと尊厳を持って、社会を構成する一員として、当たり前前に生きていける地域を育んでいくことが重要である。
- そのために、「障がいのある人が尊厳を持って社会に参加し、すべての人が主体となって、誰もが暮らしやすい地域を育んでいる」ことをめざすべき姿勢とし、以下の視点に留意しながら、社会全体で課題解決に向けた取組みを進めていくべきである。

1. 障がい者の権利保障

- 障がいの有無にかかわらず、誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う共生社会においては、障がい者が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加、参画するとともに、社会の一員としてその責任を分担されるべきである。
- 障がい者の社会への参加、参画を実質的なものとするためには、障がい者の活動を制限し、社会への参加を制約している諸要因を除去するとともに障がい者が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援することが求められる。また、希望する暮らしを実現するためにチャレンジした生活が合わなかった時や、障がいの状態に変化があった時に、必要な支援を受けられるといったことも、地域で安心して暮らし続けるために重要である。
- 障がい者が尊厳を持って社会に参加し、すべての人が主体となって、誰もが暮らしやすい地域を育んでいくためには、行政だけでなく企業、NPO等すべての社会構成員がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して主体的に取り組むことにより初めて実現できるものであり、一人ひとりの理解と協力を促進し、社会全体としてその具体化を着実に推進していくことが重要である。

2. 障がい者への差別の解消や虐待の防止

- 障がい者に対する偏見は未だに社会に存在しており、不当な差別的取扱いや合理的配慮の不提供等の事案が少なからず発生している。例えば、障がい者が地域で住まいの場を確保する際に、入居差別や地域住民との間での、いわゆる施設コンフリクト等の問題も未だに発生している。このような課題は、障がい理解が十分に浸透していないことが要因として発生するものである。
そのような差別を解消し、障がい者が希望する暮らしを実現するために、地域住民や関係事業者等に対して、障がい者への理解や関係法令の理解に係る啓発等に粘り強く取り組むことが必要である。
- 障がい福祉サービス事業所等において、不適切な支援等から虐待が生じな

いよう、サービス従事者の支援力を向上し、権利擁護の取組みの充実を図ることが重要である。とりわけ、こども性暴力防止法においては、児童等との関係で、支配性、継続性、閉鎖性を有する学校・保育所・児童福祉施設等の事業者に対して、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じること等が義務付けられたことを踏まえ、より一層、取り組む必要がある。

- 差別や虐待のない共生社会を実現するためには、人々の障がい理解がより広く浸透し、深まっていくことが重要である。そのためにも、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、幼少期から障がいの有無に関わらず、集団の中で一人ひとりを尊重し、ちがいを認め合いながら、自尊感情を高め、互いを大切にする態度を育むといったことや、早期からの障がい理解を促進するための取組みを行うことが重要である。
- 障がいは多種多様で、必要となる支援等も一律ではない。また、外見からはわかりづらい障がいのために、学校や職場等において、周囲から理解されず苦しい思いをしている人もいる。地域住民や関係事業者等が障がい理解を深め、障がい者に対する配慮が円滑に進む環境を整備するためには、障がい者の暮らしや、その特性に応じた暮らしやすくするためのサービスや機具等に関する認識を広めるといった取組みも必要である。
- また、平常時に限らず、災害発生時の支援体制の充実に向け、地域において、避難行動への支援や避難所での合理的配慮の提供等、より深く広がりのある障がい理解を促進していく必要がある。
- 障がいの有無に関わらず、誰もが暮らしやすい社会を構築するという発想による取組みを繰り返すことで、すべての人が包摂される地域を育まれ、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向けた基盤の強化につながっていく。

3. 誰もが暮らしやすい環境の整備

- 国が策定した「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」によると、バリアフリーは、建築分野において段差等の物理的障壁の除去のほか、より広く障がい

のある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁の除去を意味する。また、ユニバーサルデザインは、障がいの有無、年齢、性別、人種等に関わらず多様な人々が利用しやすいようあらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方を意味する。

- 物理的障壁の除去や、個人の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組み（心のバリアフリー）といったハード・ソフト両面のバリアフリーや、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進することは、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に不可欠である。
- 例えば、鉄道駅におけるホーム柵の設置のさらなる促進や無人駅への対応等のほか、公園や宿泊施設等におけるバリアフリー化と障がい者が利用しやすいトイレ等の設備の確保や情報保障等、障がい者の安全で安心な地域生活を支えるための環境整備が必要である。
- また、製品や施設、公共交通機関等の利用や、安全かつ自由な移動、求める情報へのアクセスといったことを、誰もが快適に行うことができる環境が整備されることで、障がい者が個々の能力を活かして、自分らしく、安全・安心に暮らすことができる。
- なお、2025年に『いのち輝く未来社会のデザイン』をテーマとして開催された2025大阪・関西万博では、会場内のパビリオンだけでなく、公共交通機関や道路等の都市基盤におけるバリアフリーとユニバーサルデザインの推進に取り組まれた。障がい当事者等が参画する現地検証を経て、万博での先導的なバリアフリー基準や取組みを反映し、改訂された「福祉のまちづくりのための施設整備バリアフリーガイドライン」等を踏まえて、地域の多様な主体が相互理解を深めながら、地域の中で支え合う社会をともにデザインしていくことこそが、万博の貴重なレガシーとして長く地域の中で継承されるべきである。

4. 情報保障及びコミュニケーション支援の推進

- すべての障がい者が社会、経済、文化等あらゆる分野の活動に参加するため

に、必要な情報を十分に取得し、円滑に意思疎通を図ることが極めて重要であることを認識し、障がい者による情報の取得及び利用、意思疎通に関する施策を総合的に推進することを目的とした、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法（令和4年5月施行）の趣旨を踏まえ、平常時のみならず、災害発生時においても正確でわかりやすい情報発信等、様々な障がい者への幅広い情報保障が必要である。加えて、手話施策推進法の趣旨を踏まえ、手話の習得、使用や手話文化の保存、継承、発展、国民の理解と関心の増進のために取り組む必要がある。

- 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターを中核拠点として、引き続き、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者等の意思疎通支援等に取り組む必要がある。合わせて、公立図書館等における読書バリアフリー法（令和元年6月施行）への対応が必要である。
- 意思疎通支援の必要な障がい者にとって、盲ろう者通訳・介助や手話、要約筆記、点訳・朗読等の意思疎通支援や情報保障は必要不可欠なものである。また、障がい当事者のみならず、支援者にとってもコミュニケーションが障壁となって適切な支援ができないことは大きな課題となる。そのため、意思疎通支援を行う者の確保、養成及び資質の向上等、より一層の充実を図る必要がある。
- 先進技術の活用により、障がい特性や年齢に対応した、意思疎通支援や情報保障、情報アクセシビリティの確保が充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上のほか、社会における障がい理解の促進が期待される。電子決済やインターネットショッピング、スーパーのセルフレジといった便利なツールも、障がい特性によっては、使いこなすには多くの課題がある機能であるが、日々進化する技術は、障がいの有無に関わらず生活を豊かにするものであり、持続可能な社会の発展には欠かすことのできないものである。
だからこそ、こうした技術の進展から障がい者を取り残されないよう、障がいがある人の ICT の利用機会の拡大や活用能力の向上を支援する体制の整備が重要である。そのために、大阪府 IT ステーションの支援内容の充実を図り、あらゆる障がい者にとって、ICT サポートの中核となり、様々な障がい特性に

応じて情報へのアクセスが円滑に行えるように総合的な支援を実施していく必要がある。

5. 障がい者の生活を支える人材の確保・育成

- 2040 年には、全国の 65 歳以上の高齢者数がピークを迎えるとともに、介護と医療の複合ニーズを抱える 85 歳以上人口が増加する一方で、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は減少する。国の「2040 年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会においては、高齢化・人口減少のスピードが地域によって異なる中、地域別の支援体制を構築する必要があるとされ、サービス需要の変化に応じた提供体制の構築や、人材確保と生産性向上、経営支援、分野を超えた連携促進等の方向性が示された。
- 今後、障がい者一人ひとりのニーズが高度化・多様化するとともに、都市部においては、2040 年以降もサービス需要が急増することが見込まれるため、今以上に障がい福祉サービスの質と量の確保が課題となる。障がい福祉分野への参入促進へ向けたイメージアップやマッチング等、人材確保・育成に向けた取組みを進め、障がい者が希望する暮らしを実現するための障がい福祉サービス等が地域間の格差がなく、様々な生活場面において適切に確保されるように取り組んでいくべきである。
- また、最重点施策の一つである専門性の高い分野への支援として、高次脳機能障がいやを有する障がい児者、発達障がい児者、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等、難病患者、強度行動障がいの状態にある児者に対する支援の確保等、多様なニーズに対応した障がい福祉サービスの充実、確保に努めていくべきである。
- 人材確保については、生産年齢人口が減少することを背景として、外国人人材を含めた人材確保対策や、地域に良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、経営基盤の強化に資することを主たる目的とした協働化の仕組みの一つである社会福祉連携推進法人制度の活用による人材確保等も含めて対応していくことが求められる。

- 支援者が個々の障がい特性やニーズを踏まえて、複合的又は専門性の高い課題に応じた支援やサービス提供につなげていくためには、支援の見立ても含めた専門的な支援スキル、環境調整のノウハウが求められる。サービス従事者の資質向上のための研修をはじめ、障がい者の地域生活を支える人材の育成の取組みをさらに進めていくべきである。

6. 地域の支援力の強化

- 大阪府は、広域的、専門的な観点から、市町村と連携し、障がい者が、必要な時に必要なサービスを利用し、自立した生活を営み、社会参加できるよう、障がい福祉施策に取り組む必要がある。また、災害対応や感染症対策等については、関係部局が横断的に連携して取組みを進めていく必要がある。さらに、障がい者とその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化する中、福祉計画等におけるPDCAサイクルの運用や、地域自立支援協議会の運営状況等から市町村の状況を適切に把握し、課題分析や改善策の検討を通じて、市町村をバックアップするなど、対応力の平準化を図るとともに、大阪府全体の底上げに取り組むべきである。
- 障がい者とその家族は、ひきこもりや生活困窮、社会での孤立等、社会的な課題を抱えているケースが多い。障がい者が希望する暮らしを地域で実現するためには、障がい福祉サービス事業所や医療機関、学校、行政等の関係機関が連携して支えていくことが不可欠である。また、障がい者とその家族が孤立しないように、潜在的に支援を必要としている方々を把握し、適切な支援につなげていくことが重要である。
- 大阪府内において、関係機関等の連携体制が脆弱な地域もある。児童期における保健・医療機関と教育機関の関わりを例にすると、子どもと社会、さらには法律や制度が時代とともに変化してきていることを踏まえて、最新の取組みを集約した上で、先行する事例等を大阪府から発信する等の施策を展開していくべきである。
- 市町村の自立支援協議会においては、先行する事例の情報共有や個別事例の情報交換等により、課題を抽出し、関係機関による対応策の検討等が行われ

ている。また、障がい者とその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化する中、より包括的な支援体制を整備するために、障がい、介護、子ども、生活困窮といった福祉に関する課題のみならず、保健・医療、住まい、労働、教育、孤立、人権等の幅広い地域生活課題を把握・解決する重層的支援体制整備事業が大阪府内市町村においても実施されている。すべての障がい者とその家族が地域で孤立せず、支援を行き届かせることができる「誰一人取り残さない大阪」の実現に向け、市町村における包括的な支援体制が構築されるように、大阪府として支援すべきである。

- 障がい者の暮らしを支える仕組みとして、地域の実情に応じた関係機関のネットワークを有効に機能させて、障がい者のみならずその家族や支援者等をサポートしていくためには、アセスメント等による見える化を通じて、各機関の役割に応じた連携を図ることが重要である。

第3. 各生活場面について

生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」

- 国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」において、入所施設や精神科病院から地域生活への移行としての目標等の考え方が示されており、福祉計画等は国の指針に基づいて、定量的に地域移行に関する目標設定や実態把握と評価が行われている。本来であれば、誰とどこで、どのように暮らすのかといった本人の希望に叶った暮らしができていくのかという観点がとても重要である。
- また、入所施設や精神科病院から地域生活へ移行する障がい者のみならず、家族と同居している障がい者も含めて、すべての障がい者が希望する地域で安心して暮らし続けるためには、住まいの場となるグループホームや日中活動系のサービスをはじめ、日々の暮らしに必要な障がい福祉サービスを質・量ともに確保する必要がある。

- さらに、障がい者が社会の構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定の下に社会のあらゆる活動に参加又は参画するためには、地域で暮らす多様な主体による障がい理解や合理的配慮の提供等も含め、障がい者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現するための支援が必要である。これは、基本原則の「真の共生社会・インクルーシブな社会の実現」に通じるものである。
- 入所施設や精神科病院から地域生活への移行や地域生活における支援を中心に整理された生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」については、引き続き、強力に取り組みを進めていくべき分野であり、検討部会での議論を通じ、具体的対応を計画に反映していくべきである。とりわけ、障がい者が地域で希望する暮らしを実現するためには、地域生活を継続するための支援体制に加えて、本人の心身の状況のみならず、家族の状況の急変、その他突発的な事情による緊急時の支援体制が整備されていることも不可欠であり、施設や病院等をはじめ、様々な社会インフラが有機的に連携を進めていくという観点を持つ必要がある。
- それらを踏まえ、めざすべき姿を「障がいのある人が希望する地域で、多様な暮らしを実現している」と設定し、障がい者が地域生活をするための支援体制や、様々な生活経験の中から希望する暮らしを選択できる環境等を整え、希望する地域で安心して暮らし続けることができるように取り組んでいくべきである。
- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。

（１）多様な暮らしの実現

- 自らが希望する暮らしを実現するために障がい者の意思決定を支援することは非常に重要である。意思を表明し、それを決定するという支援にとどまらず、様々な選択肢があることを示しながら、本人を取り巻く状況等も考慮して支援することが必要である。とりわけ、長期間にわたって入所施設や精神科病院を利用している者や親との同居を続けている障がい者にとっては、生活の場に関して他にどのような選択肢があるのかを知らないケースもあるため、

一人ひとりの置かれた状況等に寄り添いながら、本人の希望が叶うよう丁寧に支援を進めていくことが大切である。

- 障がい者の地域移行を進めていくにあたり、主な課題として、それぞれの障がいの特性等に対応できるグループホーム等の社会資源が不足していること、専門的な支援を受けてきた入所施設や精神科病院を離れて生活する不安、地域での暮らしに馴染めなかった時に改めて施設等へ戻ることができない不安等が挙げられる。また、障がい者の地域移行に関して家族が負担感や抵抗感を示して、本人よりも家族の意向が重視されてしまうこともある。
- 入所施設や精神科病院の利用が長期化すると、地域での生活がイメージしにくくなることにつながり、障がい者本人が地域移行に対して消極的になる傾向が見受けられる。また、障がいの重度化・障がい者の高齢化に伴い、支援者も地域移行が困難であると感じるようになるため、施設等の利用を開始した早期のうちから、地域移行を意識した取組みを進める必要がある。自立生活を送る力を入所施設で養った方がその後、グループホームでの生活に移行し、就労訓練を経て就労移行支援事業所に通っている事例もあり、関係機関でそのような事例を共有するとともに、地域移行に関する様々な情報を本人と家族へ情報提供することを通じて、地域移行の意識醸成を図る必要がある。
- 地域移行を促進するためには、本人の意思決定支援に取り組みながら進めるとともに、相談支援専門員によるサービス等利用計画の作成をはじめ、地域の社会資源を包括的に把握する基幹相談支援センターとの連携や、関係機関で地域移行のイメージを広く共有していくなど、地域が一体となった体制の整備が必要である。それと併せて、行政と基幹相談支援センターが中心となり、障がい者支援施設やグループホーム、生活介護事業所等の日中活動の場、医療機関等との多機関連携を強化するとともに、地域生活支援拠点等において地域での暮らしに関する体験の機会づくり等を充実させる必要がある。
- 地域生活支援拠点等は、令和8年度末までに大阪府内全域において整備される見通しであるものの、その機能の充実については、市町村により差異があ

る。大阪府として、引き続き、市町村の運営状況を把握するとともに、先行する事例やノウハウ、課題等を共有することで、緊急時のサービス調整・相談等、緊急時の受け入れ・対応、地域移行や親元からの自立に当たっての体験の機会の提供、専門的人材の確保・養成等といった障がい者の暮らしを支える機能の充実を図る必要がある。

- 障がい支援区分や強度行動障がいの状態を示す行動関連項目の点数が高い障がい者等が一定数、施設入所の待機をしながら地域生活を継続している。入所施設が地域生活をしている障がい者を一定期間受入れ、状態像の見立てと支援の調整及び支援方法の提案を行うといった集中的な支援の機能や、本人の心身の状況のみならず、家族の状況の急変、その他突発的な事情により緊急に支援が必要となる場合の生活支援機能の役割を担うことで、障がい者が安心して地域で暮らすことが可能となる。
- さらに、入所施設は、そこで暮らす障がい者にとって大切な生活の場であることから、プライバシーへの配慮としての居室の個室化や、障がいの重度化・障がい者の高齢化に伴う設備のバリアフリー化、日々の生活の安定のための支援の充実等、生活の質を確保するといった生活支援機能も重要である。また、地域との交流機会の確保や災害発生時に避難所として地域の障がい者等に対する支援に取り組むなど、入所者の生活が地域に開かれたものとなる必要がある。
- 障がい者と同居してその生活を支えている家族にとっては、高齢等を理由に家族で支えることが困難になった時に入所施設の利用が第一の選択肢となるケースが多い。家族と同居している障がい者が、「8050 問題」や「親なき後」といった課題に直面する前に、グループホーム等の生活を体験できるように支援するとともに、グループホーム等での生活が維持できるように、地域における支援体制の充実や支援者のスキルアップ、施設や事業所のバックアップ機能等の環境整備を進めていく必要がある。
- また、障がい者虐待においては、家族が虐待者となる事案が多い傾向が見受

けられる。障がいのある子どもを育てながら、様々な悩みや困っていることを発信できなかったり、子どもの障がいを受容できずに親子で社会から孤立したり、障がい特性により障がい福祉サービスの利用が難しく支援を受けられずに家庭で抱え込むといった状況が背景に潜んでいる。障がい者とその家族を孤立させないために早い段階から包括的に家庭を支援するとともに、家族が権利擁護の意識を持てるように個々の事情を勘案しながら情報提供を含めた支援を進める必要がある。また、既に孤立してしまった家庭をフォローし、適切な支援に結び付けていく取組みを進めるべきである。

- 高校在学中の 18 歳の児童が卒業するまで障がい児支援サービスを継続利用したり、18 歳になる前の児童が就労アセスメントや自立生活に向けたグループホームの体験等の障がい福祉サービスを利用したりすることがあるが、市町村によって、取扱いに差異があるとの指摘がある。このため、ライフステージの節目となる時期においても地域の希望する場所で適切な支援を受けることができるよう、調整することが必要である。とりわけ、障がい児入所施設に入所する児童にとっては、高校卒業とともに、施設を退所して新たな環境での生活がスタートするなど大きな変化となるため、市町村をはじめとする関係機関と十分に連携を図りながら、支援をしていく必要がある。

（２）希望する暮らしの実現に向けた支援の充実

- 福祉計画等では、国の指針に基づいて、施設入所者数の削減目標が示されているが、障がいの重度化や支援する親の高齢化により、入所施設の利用ニーズは一定数を維持しているのも事実である。
- 障がい者が自ら希望する暮らしを実現するという考えの下、定量的に地域移行者数や入所者数の削減だけをめざすのではなく、現に家族とともに地域で暮らしている障がい者も含め、すべての障がい者が希望した暮らしを実現するためには、住まいの場となるグループホームや、生活を支える居宅介護や重度訪問介護、行動援護、同行援護といった訪問系サービス、安心して通える生活介護事業所等の日中活動系サービス等の日々の暮らしに必要な支援の体制が十分に整備されるとともに、入所施設における生活の質が確保されるこ

とが必要不可欠である。

- また、短期入所や放課後等デイサービス等の利用が家族支援につながっている側面もあり、障がい者の地域生活を支える家族も希望する暮らしを実現するといった観点から、障がい者とその家族にしわ寄せがくることがないように、地域の社会資源の有効活用を進めていく必要がある。
- 住みたい場所の近くに働きたい場所が見つからない、もしくは働きたい場所の近くに住みたい場所が見つからないなど、地域生活をしようと思った時にまだまだ選択肢が十分ではないために、希望する暮らしを諦めざるを得ないことも生じている。今後、希望する暮らしを実現していくためには、より多くの選択肢の中から、自己選択と自己決定ができるように障がい福祉サービス等の支援体制を充実させていく必要がある。
- 障がい等の理由により、一人で決めることが心配な方々は、財産管理や身上保護等の法律行為を行うのが難しい場合や、不利益な契約であることがわからないままに契約を結び、悪質商法の被害にあうおそれもあり、そういった方々を法的に保護し、意思決定支援を行う成年後見制度について、現在、国で見直しの議論が進められている。それらの動向を注視しつつ、一人ひとりの意思が適切に尊重されるように支援するとともに、日常生活自立支援事業等の施策の充実を図るなど、障がい者の権利擁護に係る取組みを進めていくべきである。
- また、障がい者の自己決定に基づいたサービス等利用計画や個別支援計画を作成し、サービスが提供されるように、相談支援専門員やサービス管理責任者等、障がい者の意思決定を支える人材の育成の取組みをさらに進めていくべきである。

(3) 地域で暮らし続ける

- 地域における障がい者の暮らしの場の確保において、グループホーム等の建設に地元住民が反対する、いわゆる施設コンフリクトや、不動産事業者・家

主等が障がいを理由に入居を拒否する事案が見受けられる。障がい者が安心して暮らすことができる住まいの場を確保できる環境づくりを強力に進めるべきである。

- 障がい者の希望する暮らしや社会参加を実現するためには、合理的配慮が実践される環境づくりや企業等での障がい理解の促進が必要である。障がい者への対応や受け入れが困難と考える事業者に対して、合理的配慮の提供についてモデルとなり得る事例等を具体的に示すなど、より一層の啓発に取り組む必要がある。
- 障がい福祉サービス事業所等における差別、虐待事案を無くし、障がい者が安心してサービスを利用できる体制を確保していくためにも、障がい福祉サービス従事者の障がい理解の促進や支援力の向上が必要であり、障がい特性に応じた研修等の充実、強化が必要である。また、虐待等の不適切事案が発生した場合は、行政からの指導や処分に留まらず、個別ケースについての検討を行った上で再発防止策を講じ、それらが実効的に機能しているか不断の確認を行いながら継続して改善に取り組むことが重要である。
- 改正刑法（令和7年6月施行）により、懲役と禁錮を廃止し、新たな刑として拘禁刑が創設されたことを受け、司法と福祉の連携の下、受刑中に作業療法士等から福祉的な支援を受けられるようになった一方で、社会における元受刑者に対する理解が十分に進んでおらず、地域の中で社会参加が可能となる受け皿は乏しい状況にある。そのため、司法と福祉の連携をより強化して、障がいのある元受刑者を適切な環境や支援につなげ、地域で支える取組みを進めていく必要がある。例えば、聴覚に障がいがある者には手話通訳等によって情報保障を適切に行うなど、本人の障がい特性に配慮した支援が求められる。
- また、大阪府の市町村においては、法務局、保護司、各自治体の首長が実行委員になって、更生していく、地域で支えていくという趣旨の下、「社会を明るくする運動」として、毎年7月に街頭で啓発活動をして75年になる。そのような地域の社会資源との連携も含めて、地域が受け皿となっていく必要がある。

ある。

- 希望する地域で暮らし続けるためには、地域における支援の担い手として、相談支援専門員をはじめ、グループホームの世話人や訪問看護師のほか、行動援護・移動支援に携わるヘルパー等、障がい者の地域生活を支える事業所等の人材確保・育成に向けた取組みも重要である。サービス従事者の資質向上に向けた研修等の実施、専門的な支援の確保を含めた地域での支援体制の整備に加えて、現に事業所等で障がい者支援に従事する職員等について、処遇改善や職場環境改善等に向けた一層の取組みについて、支援の実態に見合った報酬改定も含め、引き続き、国への要望等を行うべきである。

- 障がい者も、障がい福祉サービス事業所においてサービス従事者として働くことができるように、研修や資格取得等において、障がい特性に応じた情報保障等の合理的配慮の提供に関する取組みが必要である。

- また、障がい者の地域生活を支える障がい福祉サービス事業所等の質を担保するために、事業所について現状分析するとともに、運営の適正化・透明性の確保を図り、不適切なサービス提供とならないように取り組むべきである。

（４）安全・安心に暮らす

- 全国的にも課題となっている大規模災害発生時を想定した避難所の機能確保、バリアフリー化をさらに推進し、災害発生時の障がい者への情報保障や安全確保のための取組みが必要である。災害は生命に関わる問題であるため、地域間の格差が生じないように、大阪府と市町村の連携を通じて、様々な分野で取組みを行い、障がい者の安全と安心が確保された地域づくりに取り組むべきである。

- 災害救助法や災害対策基本法の改正（令和７年６月施行）では、要配慮者や在宅避難者等、多様な支援ニーズに対応するため、救助の種類に「福祉サービスの提供」が追加された。災害発生時に避難所において避難している人ばかり

ではなく、在宅で避難している人に対しても福祉的な支援をしていくために、避難行動要支援者名簿の活用方法の充実や個別避難計画の策定をはじめ、防災と福祉の連携を強化していく必要がある。

- 障がい者が災害発生時に避難できないことや、適切な支援を受けられないことがないように、障がい特性に応じた情報保障、避難行動や避難所における支援体制の確保が必要である。例えば、津波や洪水・豪雨災害に備えて、車いす利用者等が安全に避難できるよう避難場所の確保や、避難した先でのトイレ等のハード面のバリアフリー化を進める必要がある。また、災害に関する情報を障がい者に伝達することで避難行動等が安全に行われるよう、先進技術を活用して意思疎通支援と情報アクセシビリティの確保等、障がい特性に応じたソフト面のバリアフリーを推進していくべきである。
- とりわけ、医療的ケアを要する障がい者や難病患者にとって、電源や医薬品等を確保することは、生命を維持するために必要不可欠なものであるため、個々のニーズや状況を把握した上で、必要となる機能と機具等の確保に向けた取り組みが必要である。
- また、災害が発生した後、平常時とは異なる環境での避難生活等が長期化することにより、心身の状態が不安定になり、障がいや病気の状態が変化すること等が懸念される。障がい者等に対して個々の状態とニーズに応じた支援が行えるよう、市町村とともに福祉サービス事業者と地域住民が連携した支援体制を整備するなどの取り組みを進めるべきである。
- 災害の発生直後は支援者も被災している可能性があることから、障がい者に対して十分な支援が行えない状況が生じることもあり得る。大阪府の障がい者の生活ニーズ実態調査（令和 7 年度）では「災害発生時のために準備できていること」として、「準備できていない」との回答が一定数あったが、個別避難計画の策定等を通じて事前に準備すべきことを確認し、障がい者自身で備えることも重要である。また、平常時から地域の中で地域住民や関係機関との関係性を構築することが災害発生時に障がい者の安全と安心を確保す

ることにつながると考えられる。加えて、社会福祉法人を中心として障がい・高齢・児童等の多分野で構成される組織が安全確保に取り組む事例も参考にして、地域の多様な主体による連携の下、災害発生時に配慮を要する障がい者等の安全確保に取り組むべきである。

- 実際に災害が起こった時だけではなく、地域における自主防災活動に障がい者が参画することにより、避難の経路や方法に関する課題等を把握することが必要である。そのために、行政が関係部局内で情報共有を図った上で、地域住民や福祉事業所等が協力して、障がい者も参加する避難訓練等を実施するとともに、そのような取組事例を積極的に周知していくことが求められる。
- 災害対応においては、自然災害だけではなく、新型コロナウイルス感染症が国民生活に与えた影響を鑑みて、新興感染症が大規模にまん延した場合の対策についても講じる必要がある。平常時とは異なる環境において、障がい特性に応じた情報保障、避難生活や療養生活等のための支援の確保に関係機関が連携して取り組んでいくことが必要である。
- 特に、新型コロナウイルス感染症発生時には、必要な医療を受けることができなかった人たちがいたことは、障がい当事者のみならず、当事者に直接的に支援する家族やサービス従事者、医療従事者等の支援者への影響も大きかった。これらの経験を踏まえ、平常時から感染予防対策の周知等を行うとともに、新興感染症がまん延した場合にも障がい者に対する支援が継続できるよう、医療と福祉等の関係機関等が連携して体制の整備を進める必要がある。
- 障がい福祉サービスは障がい当事者とその家族の生活に欠かせないものである。サービス事業者が利用者や従事者を守るためには、自然災害や感染症のまん延等、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、又は中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した業務継続計画（いわゆる「BCP」）を作成し、適宜、柔軟に見直しを行うなど、当該計画が機能するよう平常時より備えをすることが重要である。

生活場面Ⅱ「学ぶ」

- 共生社会の形成に向けて、障害者権利条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念を構築することを旨として行われることが重要である。その趣旨を踏まえれば、あらゆる段階の教育制度及び生涯学習といった教育環境を障がいのある人も享受するべきである。最近では、障がいのある大学生や公立・私立の全日制に通う高校生、通信制を選択する高校生も増えており、様々な教育現場で障がいのある児童が学ぶ機会は増えている。
- ニーズが多様化する中、「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、乳幼児期から大人になるまでの学びを保障し、誰一人として取り残さない教育のより一層の推進に向けた環境整備、通学・学習保障等の課題解決に向けて取り組む必要がある。また、幼少期から様々な場面における体験や経験を通して、育つという観点から、保育所、幼稚園、学校、家庭等が療育機関と連携して、それぞれが障がい特性を理解して、育ちの環境を整えていくことも重要である。
- とりわけ、最重点施策の一つである専門性の高い分野への支援として、発達障がいのある幼児・児童が早期に質の高い療育を受けるとともに療育と教育等が連携することや、医療的ケアを要する障がい児の通学支援をはじめとする学習の機会を確保するための多様な取り組み、強度行動障がいの状態にある児に対する障がい特性のアセスメントや環境の調整等の一貫した支援を行うこと、学校における合理的配慮のより一層の浸透に向けた教員の資質向上等、あらゆる障がいのある児童が十分に教育を受けられるように環境整備を図ることが必要である。
- さらには、学校卒業後の就労や地域生活までを見据え、家庭と教育と福祉、労働機関等が連携した、働く力や生活する力を身に付けることができるような教育の推進や、障がいや年齢にとらわれず、学習の機会や選択肢が限定されることなく、生涯を通じて、学びたいときに学ぶことができる環境整備が必要である。

○ また、大阪府では、大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携の下、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援やすべての大阪府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援等の先進的な施策を展開しているが、引き続き、同条例に基づく施策が保健医療機関や学校等の関係機関との連携の下、より一層推進されるように、しっかりと計画に盛り込んでいくべきである。

○ このような観点から、「障がいのある人が必要な支援により、生涯を通じて学びの機会を得ることができる」をめざすべき姿として、様々な取組みを進めていくべきである。

○ これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。

（１）早期からのライフステージに応じた支援

○ 障がいを早期に発見するという取組みは進んできているものの、適切に支援につながらなければ、本人と家族に生活上の困難や円滑な社会参加を妨げる影響をもたらす可能性があるため、障がいがあるとわかった後に、いかに支援につながるができるかということが重要である。例えば、聴覚障がいや視覚障がいであれば大阪府立福祉情報コミュニケーションセンターにおける聴覚障がい児や視覚障がい児への支援、発達障がいであれば療育や必要に応じた医療受診等、関係機関との連携による支援、治療等に円滑かつ確実につながっていくことが必要である。

○ 児童発達支援ガイドラインにおいて、「児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所の基本的な機能として位置づけられている『本人支援』『家族支援』『移行支援』『地域支援』を通して育ちの環境を整えていくことが極めて重要である」とされている。また、本人支援については、「本人のニーズや生活状況等を踏まえて支援するとともに、家庭や地域社会での生活に活かしていくために保育所等に引き継がれていくものである」とされている。保育所、

幼稚園、学校、家庭等が療育機関と連携して、それぞれが障がい特性を理解して、環境を整えていくことが重要である。

- 児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所等の療育機関が機能を十分に発揮し、学校や障がい児相談支援事業所等の関係機関と緊密な連携を図り、就学時や卒業時等のライフステージの移行段階で支援が途切れることなく一貫した支援が行われるよう体制の構築が必要である。
- 障がい児入所施設には社会的養護を受けている多くの児童が入所しており、それらの児童には、愛着やトラウマ等の課題に対応する専門的な支援が欠かれない。また、児童養護施設や児童自立支援施設等では療育手帳を所持するなど障がい特性のある児童が増えている。さらに、障がい児通所支援事業所においても、家庭環境等により生じる課題を抱えた子どもを支援する仕組みもあり、関係機関と連携を図りながら、それぞれの課題に応じた専門的な障がい児支援を行っていく必要がある。
- 発達障がいについて、本人だけではなく、困り感が生じている環境に働きかけるといった仕組みづくりが重要であり、本人らしさをいかに伸ばしていくかという観点が、アセスメントを通して、家族や支援者等に伝えられていくような仕組みづくりと人材育成が重要である。

（２）教育環境の整備

- 大阪府の障がい者の生活ニーズ実態調査（令和 7 年度）で「嫌な思いをした場所」について「学校」と回答した人が多く、その内容としては「無視される、仲間外れにされる」との回答が最多であった。また、学校における困りごととして「障がいについて理解してくれる友だちや先生が少ない」との回答が最多であったことを踏まえると、教員等の障がい理解の促進に一層努める必要がある。
- 幼少期からのインクルーシブ教育は、障がい児自身の生活力を養うだけではなく、社会全体の障がい理解の促進にもつながる。引き続き、通学支援や情

報保障等、障がい特性に応じた配慮をすることにより、教育の各段階において、障がい児を包摂するインクルーシブ教育システムのさらなる充実を進めていく必要がある。

- 小・中学校及び高等学校の通常の学級に在籍しながら適切な支援を受けることができる通級指導教室や府立高等学校における知的障がいのある児童とともに学ぶ制度である「自立支援推進校」「共生推進校」等、障がいのある児童一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援が行われ、「ともに学び、ともに育つ」教育を推進する環境整備が図られてきた。また、障がいのある大学生や公立・私立の全日制に通う高校生、通信制を選択する高校生も増えており、様々な教育現場で障がいのある児童が学ぶ機会は増えている。一方で、障がい特性に応じた十分な支援が行われていない現状もあるため、教員の研修やプログラム等により、質を確保するといったことが必要である。
- 障がいのある人が一般的な教育制度から排除されないことを定める障害者権利条約の理念を踏まえると、保育、療育、教育に従事する教員等の資質向上に向け、保育士や教員になる過程で障がいの特性や教育等について十分に学習する機会を確保する必要がある。
- 幼少期から様々な場面で支援を受けながら自己決定を行う経験を重ねることが重要である。また、その後の生活や就学・就労を見据えて、保育、療育、教育において個人に寄り添った相談対応とサポートを行うことが求められる。教員等が障がい特性等を理解し、寄り添った関わりができるように、専門性を考慮しつつ柔軟かつ適切な教員等の配置等を行う必要がある。
- 府立支援学校が地域の支援教育の充実を推進するセンターとしての役割を発揮し、地域の小・中学校における校内支援体制の構築や教職員の専門性の向上のサポートをはじめとした、校種間や医療・労働・福祉等の関係機関との連携強化のために取り組んできた。今後、多様化する教育現場への対応や令和7年10月から開始した就労選択支援事業との連携を通じて役割の整理等、社会状況に応じて、その機能を見直していく必要がある。

- 将来の自立生活に向けて、学校在学中から職場実習の機会を拡充するとともに、対人関係やコミュニケーション力等、将来の生活に役立つことや就職につながることを幅広く学ぶことができるような教育環境づくりが必要であり、学校教育を通じて、すべての障がい者が地域で主体的に生活できるということを体験し、働く力や暮らす力を身に付けることができるような取組みを、教育と福祉、労働機関等が連携して進めていくべきである。また、就職率等の数字だけにとらわれず、個々人の障がい特性やニーズに応じた多様な進路の選択が確保され、卒業後の学びの場や、就労から職場定着までを見据えた支援が必要である。
- ライフステージに応じた切れ目のない支援を確保するため、学校と障がい児通所支援事業所や相談支援機関等の教育と福祉および家庭の連携により、学校生活、地域生活、家庭生活におけるそれぞれの課題、支援方針等を共有して、将来の地域での自立生活に向けた個別支援を充実させていくことが必要である。
- 誰もが一般的な教育制度から排除されないインクルーシブ教育システムを基本とするのであれば、手話言語条例に基づく施策のほか、障がい者だけではなく、外国人等の地域の多様な主体が抱える課題と連動して、インクルーシブ教育システムを推進するための学習環境の整備を進めていく必要がある。それは、障がいのある保護者に対しても同様に適切な情報保障がされるべきである。

（３）地域における学び

- 学校卒業後にすぐに就労するという選択肢だけではなく、精神障がい等の中途障がいにより、これまでできていたことができなくなった人が生活リズムを立て直すための支援や、様々な理由により学校に通えずに学び直しを希望する人が支援を受けながら教育を継続するといった、学びの機会が必要である。

- また、スポーツや文化芸術に係るものや、生涯学習センター等を活用した卒業後の学びの場の確保が必要である。
- 生涯学習においては、聴覚障がい者や視覚障がい者が利用できる環境が十分に整っていない状況がある。学校教育以外の場においても、障がい者が自ら学びの機会を選択できるよう、障がい特性に応じた合理的配慮と情報保障を行う体制を整える必要がある。

生活場面Ⅲ「働く」

- 障がい者が、就労を通じて働くことの喜び・生きがいを感じ、収入を得ることで、より豊かで安定した生活を送ることができるようになることは、障がい者の自立と社会参加を促進するための重要な要素の一つである。また、現に就労をしている人だけではなく、障がい福祉サービス事業所等において、自分が持っているスキルや知識を活かして、価値のあるものを作り出し、サービスを提供することにより、自分の成長や社会への貢献、仲間と一緒に働くことの喜び等、働きがいや生きがいを実感しながら社会参加している障がい者はたくさんいる。
- これまで、大阪府では「行政の福祉化」の取組みや「大阪府障害者等の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」の制定・改正等、雇用や就労機会の創出といった障がい者の自立支援に一定の成果を上げてきた。しかし、新型コロナウイルス感染症が流行した際に、社会全体の就労環境が大きく変化し、障がい者就労のさらなる拡大と障がい者が長く働き続けるためには、雇用・医療・教育・福祉等のすべての関係者がより一層の協力をして取り組んでいくことが重要である。
- また、障がい者の就労支援を通じて、雇用主や一緒に働く人々の障がい理解が促進され、合理的配慮が提供される環境が作られていくことで、障がいの有無に関わらず、すべての人々が包摂される地域が育まれ、真の共生社会・インクルーシブな社会の実現に向けた基盤の強化につながっていく。

- このように、障がい者の就労支援は、地域社会全体にとっても非常に有益なものであり、引き続き、大阪府の重点施策と位置づけ、障がい者が働きやすく、働き続けることができる環境を作っていくべきである。
 - とりわけ、障がい者が働くことを支援する障がい福祉サービス事業所等の質を担保する必要がある、不適切なサービス提供を行っている事業所について現状分析するとともに、運営の適正化・透明性の確保を図り、働くことに希望を持っている障がい者の不利益とならないように取り組むべきである。
 - AI 技術の急速な発展等、今まで以上に社会全体の就労環境が変化していくことが想定される次期計画期間中においては、企業等での障がい理解が深まり、合理的配慮がより提供され、多様な働き方による障がい者の就労機会が拡大することにより、「障がいのある人が多様な働き方により、希望するところで働いている」社会をめざすべき姿とし、関係機関等が連携して、より充実した障がい者の就労支援、定着支援に取り組んでいくべきである。
 - これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。
- (1) 障がい者が働きやすい環境の整備
- 働くことは義務ではなく権利と捉え、障がい者が働くことを通じて自信や達成感、人生の豊かさを感じることができるような就労の場を確保していく必要がある。
 - 障がい者がより安心して働けるように、障がい者を雇用していない企業等に、障がい者雇用の理解促進、職場実習機会の確保、合理的配慮の提供に向けた意識改革等、より一層の働きかけが必要である。
 - また、より多くの障がい者が働く希望を実現させるためには、重度障がい者が働くための重度障がい者等就労支援特別事業の枠組みを広げることや、短時間労働や在宅勤務等の多様な働き方を推進していく必要がある。

- 障害者総合支援法では、高次脳機能障がい、発達障がい、難病患者等の障がい者手帳を所持しない方も障がい者と位置づけられているが、企業等の障がい者雇用率制度の対象とならないため、難病患者等の雇用拡大に向け、必要な制度改正等について、引き続き、国へ働きかけていくべきである。
- また、発達障がい者については、困り感が生じている環境に働きかけるといった観点から、本人や企業のニーズを踏まえた職業訓練の実施等の支援を充実していく必要がある。

(2) 職業の選択や機会の確保

- 一般就労者の数や職場定着率等の定量的な目標も重要ではあるが、数字だけを意識するのではなく、障がい者雇用の質を上げるため、個々人の障がい特性やニーズに応じた個別支援を充実していく必要がある。
- 障がい者を雇用する企業等においては、単に法定雇用率の達成を目的とするのではなく、障がい者が個々に持てる能力を発揮して生き活きと活躍し、その雇用の安定に繋がるよう障がい者雇用の質を向上させることが求められる。そのため、企業等に対して、国において検討されているガイドラインの遵守等について指導等を強化するなど、適正な運用となるよう働きかけていく必要がある。
- 障がい者の就労訓練等の機会を確保し、適切な就労支援を受けることができるように、就労継続支援事業所や就労移行支援事業所の質を担保することが重要である。不適切なサービス提供を行っている事業所において、障がい者が不利益な扱いを受けないように運営の適正化を図らなければならない。また、障がいの特性や程度により、外出や移動が困難であるために就労を諦めたり、仕事の選択肢が限定されたりすることがないように、通勤時や就業中に係る支援の拡充も必要であり、必要な制度改正等については、国へ働きかけていくとともに、市町村への支援等について検討すべきである。

- とりわけ、令和7年10月から開始された就労選択支援は、障がい者の多様な就労ニーズに対する支援及び障がい者雇用の質の向上と推進を目的としている点を踏まえ、就労支援、就労定着支援においては、一人ひとりに寄り添った支援を行うために雇用・教育・福祉等のすべての関係者が連携すべきである。

(3) 障がい者が長く働き続けるための支援

- 今、社会全体を見渡した時に、同じ職場で働き続けるということだけではなく、転職も含めて、多様な働き方により、自身のスキル等を活かしながら働いているという人は非常に多くなっている。障がい者が長く働き続けるということにおいても、同じ職場に定着することだけをめざすのではなく、障がい者が働きやすい環境を整備することと、就職支援のみならず、離職後の支援も含めて、職業選択の自由が拡大していくことにより、長く働き続けるということ実現される。
- 働く場を支援する障がい福祉サービスの質の担保は非常に重要である。しかし、長く働き続けるほど支援がなくなるという課題もあり、関係機関が連携した職場定着の支援を検討していくことが必要である。
- また、労働施策としての就労支援と障がい福祉サービスとの狭間を補完し、障がい種別や程度に関わらずすべての障がい者が利用しやすい支援を確保していくことも必要である。

生活場面Ⅳ「こころや体、命を大切にする」

- 障がいの重度化・障がい者の高齢化に伴い、医療の必要性は高まってきている。特に、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等や精神障がい者、難病患者をはじめ医療的ケアが必要な障がい児者とその家族も含めた支援を充実させていくことが必要である。
- また、障がい者が内科や歯科等の診療科を受診することに関して、対応できない医療機関が限られていることから、新型コロナウイルス感染症の流行時に

は医療のサービスを受けることに困難が生じるなど、障がい者が安心して医療を受けるためには多くの課題がある。特に大規模な災害や感染症が発生した際には、障がい者のみならず、家族やヘルパー、看護師等が疲弊しないよう、そのような支援者を支えることも必要となる。

- そのためには、医療と福祉との連携が進む上で医療従事者の正しい障がい理解や合理的配慮の提供は必要不可欠であり、すべての障がい者が、障がいを理由に医療機関での診療や入院を拒否されるようなことがなく、必要な医療をいつでも安心して受けることができる環境を作っていくことが必要である。
- 障がい者とその家族等を取り巻く課題が複合化・複雑化する中、地域生活課題への対応といった専門的な相談のみならず、ピアサポートのような取組みが活性化されることにより、身近な地域で支え合う社会をめざすべきである。
- さらに、旧優生保護法による優生手術等を受けた障がい者への支援について、できる限り多くの方々を救済できるように、医療と福祉の連携により、制度周知等の積極的な取組みが必要である。
- このような観点から、「障がいのある人が必要な医療や相談を、いつでも安心して受けることができる」をめざすべき姿とし、様々な取組みを進めていくべきである。
- これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。
 - (1) 必要な健康・医療サービスの提供
- 障がい者が、安心して必要な医療を受けることができるように、今後の影響も踏まえ、平成 30 年度に再構築された福祉医療費助成制度の検証を行い、医療のセーフティネットとしての観点から、制度のあり方を検討していくべきである。
- 現実的に、障がい者が受診できる医療機関が限定的であったり、診察時等の

説明がわかりづらかったりするなど、障がい者への配慮が不足していると感じる場面が見受けられる。障がい者が身近な地域で安心して医療を受けることができるよう、医療機関における情報保障、障がい特性の理解の促進等をさらに進めていく必要がある。

- 障がいの重度化・障がい者の高齢化への対応として、医療機関が障がい者の意思を確認し、当事者が適切な医療処置を受けることができるようにするための配慮が必要である。

（２）（医学・社会的）リハビリテーションの提供

- 障がい者が安心して日々の暮らしを続けていくためには、身近な地域で質の高いリハビリテーションを受けることができる環境を整えることが重要である。
- 特に、専門性の高い分野における障がい者へのリハビリテーションの確保等は重要であり、引き続き、保健、福祉等の関係機関の連携により、地域におけるリハビリテーションの向上に努めていくべきである。
- 大阪府の高次脳機能障がい支援拠点機関においては、関係機関の連携により、治療の当初からリハビリテーションを経て、社会復帰や地域生活の移行まで一貫した支援が行われるとともに、適切なサービスにつなげる取組みも続けられており、それらの実績を踏まえて今後も充実した支援が行われることを期待する。

（３）相談体制の充実

- すべての障がい者が、身近な地域で当事者や家族の悩みを相談できる場所等を確保していく必要がある。
- 医療と福祉の両面からのサポートが必要となる障がい者をはじめ、障がい者が抱える悩みや課題が複雑化・多様化する中において、相談支援事業所の役割は重要になっており、例えば、医療の面からの知識をサポートするような専

門研修等により、支援の充実に向けた取組みを進めていくべきである。

- また、その悩みや課題は本当に様々で、すべてを市町村や事業所の人に相談するのではなく、仲間や身近な人に相談することも多い。それを担うべき役割として、市町村には障がい者相談員が置かれていることから自身と似たような立場にある者同志で相談が行える、そういったピアサポートのような取組みが活性化されることにより、身近な地域で支え合う社会をめざすべきである。

生活場面Ⅴ「楽しむ」

- 障がい者がより豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図るためには、学習や就労の場面だけではなく、スポーツや文化芸術等の活動をはじめ、様々な技能や豊かな感性を生かせる場を充実させていくことや、他の人と同じように普通に楽しめるようにしていくことが大切である。
- 東京 2025 デフリンピックやミラノ・コルティナ 2026 冬季オリンピック・パラリンピックが開催され、障がい者が活躍する姿に全世界の人々が注目する機会となり、アスリートをめざす人や、障がい者スポーツに関わっていきたいと考える人が増えたことも想定される。
- 「楽しむ」ということは、大人になったからといって、急に活動を選択できるものではなく、幼少期からの体験・経験の中で、楽しみたいものが生まれてくる。暮らしのあり方が多様化してくる中で、障がい者のみならず、誰もが、自由な時間に好きなことを楽しめることは、より豊かで質の高い生活を送り、自己実現を図る上で重要なものである。
- 「余暇」という言葉・表現にとらわれず、障がい者があらゆる場所で他の人と同じように気軽に楽しむことができるような環境整備、まちづくり等に取り組んでいくことが大切である。

○ また、本来の共生社会、インクルーシブをめざすのであれば、障がい福祉の世界に留まらず、スポーツの世界に合理的配慮により障がい者が参加する、文化芸術において障がい者がアーティストになる、あるいは鑑賞する参加をするといった社会を、ゆくゆくはめざすべきである。

○ このような観点から、めざすべき姿を「障がいのある人がより多くの体験を通じて希望する活動に参加し、豊かに暮らしている」と捉え、様々な施策に取り組んでいくべきである。

○ これらの視点を基本的な考え方とし、以下に個々の内容について提言する。

（１）レクリエーション活動の充実・社会参加の促進

○ 障がい者が楽しめる余暇活動は、まだまだ限定的である。映画やコンサート、遊技施設、食事や買い物等、地域の様々な場面で他の人と同じように楽しめる環境づくりが必要である。

○ 例えば、活動できる場所までの移動手段の課題や、舞台劇で字幕や手話通訳の設置を求めても演出を理由に断られること、映画館や球場等において不慣れた場所に車いす利用者専用シートが設置されているなどの制約・障壁がある。すべての障がい者が、どこでも同じように楽しめるように、移動手段や情報保障等のソフト面や施設や設備のバリアフリー化等のハード面の環境整備が必要である。

（２）スポーツ活動に取り組む

○ スポーツには健康の維持向上や、生活を豊かにするなどの効果が期待される。東京 2025 デフリンピックが開催されたことの機運を後押しに、障がい者スポーツを活性化してもらいたい。

○ スポーツに取り組む際に、施設や設備がバリアフリー化されていなかったり、申し込みを断られたりして、施設等を利用できない場合もある。障がい者がスポーツ等を楽しめるように体育館等の施設におけるハード・ソフト両面

でのバリアフリー化が重要である。

(3) 文化芸術活動に取り組む

- 文化芸術活動は、自分のペースで取り組めるという点や、絵画、手芸、陶芸、音楽等、多岐にわたる分野がある点、誰かと一緒にしなくても自分の興味や気分、体の調子に合わせて、実施できるといった魅力がある。
- 大阪府においては、障がい者施策推進協議会に設置されている「文化芸術部会」の議論も踏まえ、文化芸術を通じた障がい者が主体的に活動できる環境づくりや、障がい理解の促進等をより一層推進していくことが必要である。

V. その他計画策定全般に関する提言

- 障がいに対する偏見や差別により、非常に息苦しさや辛さを抱えている人がたくさんいる。そういった人たちに、すべての人の尊厳が尊重されるものであるというメッセージを出すべきである。
- それぞれの施策を検討・実施する際には、障がい当事者に加え、障がい者の暮らしを支える家族や支援者等の意見を聞きながら、より効果的に取り組むべきである。とりわけ、ニーズ把握のための調査等の結果には、回答する余裕がない障がい当事者の現状やニーズが反映されていないことに留意する必要がある。
- 高等教育として、大学や専門学校等の様々な教育機関において、障がいのある人の受け入れや支援が進められている。一方、支援学校高等部卒業後の進路としては、就職か福祉的就労の割合が高く、一般の高校卒業後の進学率と大きな差がある。福祉の制度を利用した福祉型専攻科において学ぶ場を提供するといった支援も広がってきているが、障がいのある人が主体的に多様な学びができる機会がもっとあれば良いのではないかと考える。
- 障がい特性により、学習や働く場面において、学力の向上や経験・知識の積

み重ね、就労のための技能を身に着けるといったことに、多くの時間や労力が必要となる。また、選択できる職種も多くないため、学校教育を終えて、直接、就職に繋がらないケースもあり、多くの障がい当事者にとって、とても重要な課題である。

- 企業も地域の社会資源の一つであるが、多くの企業は、障がい者のことや障がい者雇用を十分に意識できていない。企業に対する障がい理解の促進はまだ不十分であり、地域づくりのために、企業を地域の社会資源としてうまく活用することも必要である。また、福祉と労働の連携においては、企業等の雇用する側から、積極的に福祉関係にアプローチしてもらうことも必要である。
- 身寄りのない障がい者や高齢者が転居する際に入居拒否されたり、施設や病院に入ろうとすると緊急連絡先の問題があったりするが、社会として仕組みを整えていくことによって、解決できる問題もある。障がい者が地域で暮らすために、地域社会全体で考えるといった視点が必要である。
- 障がい者は、誰かのサポートを受けるけど、自分も誰かをサポートする立場になることもできるといった、相互に人格と個性を尊重するという視点が必要である。
- 障がいの有無に関わらず、社会に出て、役割を持つと、みんな元気になる。集まれる場所がある人はすごく元気である。そういう場所でいろんな情報交換できれば、結果として、サービスの質向上にもつながると考える。
- 予算面や人的資源にも限りがある中、障がい当事者とその家族、地域住民等が、ある程度力を合わせることも必要である。
- 学校教育において、懇談や進路指導等に聴覚障がいのある保護者が同席する場合、先生との間に手話通訳が必要になる。学校における適切な情報保障が必要である。

VI. 大阪府障がい者施策推進協議会の各部会における提言

1. 意思疎通支援部会

- 大阪府では、令和2年に運営を開始した「府立福祉情報コミュニケーションセンター」を中核拠点として、盲ろう者等社会参加支援センター、視覚障がい者支援センター、聴覚障がい者支援センター、ITステーションの各センターにおいて、盲ろう者、視覚障がい者、聴覚障がい者及び失語症者などの専門性の高い意思疎通支援やデジタルデバイドの解消等に取り組んでいる。
- 意思疎通支援の必要な障がい者にとって「盲ろう者向け通訳・介助」、「手話通訳」、「要約筆記」、「失語症者向け意思疎通支援」などの意思疎通支援は日常生活を送るうえで必要不可欠であり、地震や火災などの非常時には特に重要な支援である。そのため、意思疎通支援者の養成及び派遣の資質向上が図られるよう、引き続き、次期障がい者計画に位置付け、福祉情報コミュニケーションセンターが中核となり支援機能を発揮する必要がある。
- 加えて、手話に関する施策の推進に関する法律や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行され、障がい特性や年齢に対応した、利便性の高い、有効な意思疎通支援や情報保障、情報アクセシビリティの確保が求められている。
- さらに、先進技術を活用し、障がい者の意思疎通支援や情報保障などが充実することで、障がい者のさらなる活躍や生活の質の向上、社会における障がい理解の促進が期待されている。
- こうした状況をふまえ、障がい者等のICTの利用機会の拡大や活用能力の向上を図り、情報へのアクセスを円滑に行えるよう支援するために、ITステーションが障がい当事者等関係機関と連携を図り、中核となって機能を発揮できるよう、次期障がい者計画に位置付ける必要がある。

2. 手話言語条例評価部会

- 大阪府では、「大阪府言語としての手話の認識の普及及び習得の機会の確保に関する条例」（以下「手話言語条例」という。）に基づき、関係団体との連携のもと、乳幼児期からの言語としての手話獲得・習得支援や全ての府立聴覚支援学校の教員向け手話習得支援などの先進的な施策を展開している。
- 併せて、令和4年2月に策定された国の「難聴児の早期発見・早期療育推進のための基本方針」を踏まえ、令和2年6月に運営開始された府立福祉情報コミュニケーションセンターを難聴児支援の中核機能拠点として、療育機関等とも連携し早期支援を推進しているところ。
- 今後も、これまで行ってきた下記の取組みを継続して支援を行っていく必要がある。
 - ・ 新生児スクリーニング検査後のワンストップ相談体制の確保するため、府立福祉情報コミュニケーションセンター内に相談支援ネットワーク相談窓口を設置。
 - ・ 相談体制に係る関係機関との連携体制確保するため、相談支援ネットワークを形成し、療育機関と連携して支援を実施。
 - ・ 療育機関だけでなく、手話言語獲得支援機関や聴覚支援学校へのつなぎを実施。
 - ・ 府内市町村の保健師等を対象に説明会を実施することで、様々な連携強化を実施。
- また、令和7年6月には「手話に関する施策の推進に関する法律」が成立、施行され、手話を必要とする者及び手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得及び使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行なわれるために、必要な環境の整備が図れるよう、一層推進していく必要がある。
- こうした状況を踏まえ、府民に対し手話が言語であることの認識を広める普及啓発の取組の実施及び、福祉・保健・医療・教育及び障がい当事者等関係機関とさらに強く連携し、早期からの難聴児に対する支援をより一層推進し

ていくことについて、次期障がい者計画に位置付ける必要がある。

3. 文化芸術部会

- 大阪府においては、平成 13 年度以降、国の障がい者文化芸術拠点であるビッグ・アイ等との連携のもと、障がい者の文化芸術活動を支援する取組を継続的に実施し、幅広いネットワークの構築や多様なノウハウの蓄積を図ってきた。
- 具体的には、「障がい者舞台芸術オープンカレッジ」や「障がい者アート企画展 about me」「障がい者アート作品販売等支援 capacious」など、先駆性・質の高い事業が展開されるとともに、府内において全国を代表する独創性の高い活動を行う民間事業者やアーティストが数多く育成されてきた。
- さらに、令和 6 年 3 月には、第 5 次大阪府障がい者計画の中間見直しにおいて、「障がい者文化芸術に係る大阪計画」が追記され、障がい者による文化芸術活動の推進に関する法律第 8 条第 1 項に規定する地方自治体が策定する「障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画」に位置づけられたところである。
- こうした経過を踏まえ、第 6 次大阪府障がい者計画の策定にあたっては、これまでの取組を着実に継承・深化させるとともに、
 - ・ 2025 年に開催された大阪・関西万博で行った共生社会の理念を具体的に示す実証の場としての取組をはじめとして、数々の成果を万博後も府内にレガシーとして定着させること
 - ・ 東京 2025 デフリンピックの開催や手話施策推進法の成立を契機とした、ろう文化や手話言語に対する社会的理解の高まりを継続させ、定着させることといった社会的動向を踏まえた施策展開が必要である。
- また、今後の障がい者文化芸術施策の検討にあたっては、主体性を最大限尊重しながら、
 - ・ 誰もが参画できる創作・表現・発表の「場・機会」の創出

- ・ 障がい者の主体的活動を文化芸術と福祉の両面から支える伴走型人材の育成
 - ・ 芸術的・社会的評価が市場においても適正に行われる環境づくり
- を引き続き推進するとともに、言語や感覚の多様性を前提とした文化芸術の在り方を計画的・制度的に展開していくことが重要である。

- さらに、これらの取組を担う多様な主体が相互につながり、継続的に活動できるよう、相談・伴走・連携調整といった中間支援の機能を強化し、府の施策と民間事業者・アーティスト等の取組が「仕組み」として連携する環境づくりを進めることが求められる。
- これらの取組を通じて、文化芸術を媒介として障がい者が主体的に社会に参画できる環境を整備するとともに、障がいのある、なしを超えた共生社会の実現をめざすべきである。
- なお、前述の「障がい者文化芸術に係る大阪計画」については、次期計画においても、引き続き「障がい者による文化芸術活動の推進に関する計画」に位置づけられたい。

参 考 資 料

1. 第6次大阪府障がい者計画策定検討部会審議概要等

第6次大阪府障がい者計画策定検討部会 審議日程、内容

時期	開催会議	議 題
令和7年 5月9日	第1回	○第6次障がい者計画策定検討部会運営要領について ○第6次大阪府障がい者計画の策定の進め方・基本構成等について ○令和7年度障がい者の生活ニーズ実態調査について ○共通場面「地域を育む」について
7月18日	第2回	○第1回部会の議論の整理について ○共通場面「地域を育む」について ○生活場面Ⅰ「地域やまちで暮らす」について
9月9日	第3回	○第2回部会の議論の整理について ○生活場面Ⅵ「人間（ひと）としての尊厳を持って生きる」について ○生活場面Ⅱ「学ぶ」について ○生活場面Ⅲ「働く」について
11月14日	第4回	○生活場面Ⅳ「心や体、命を大切にする」について ○生活場面Ⅴ「楽しむ」について ○これまでの議論の振り返り ○令和7年度 障がい者の生活ニーズ実態調査について
令和8年 1月30日	第5回	○令和7年度生活ニーズ実態調査の調査結果について ○意見具申のとりまとめ（案）について
3月30日	第6回	○意見具申（案）について

第6次大阪府障がい者計画策定検討部会 委員名簿

氏 名	所属及び職名等
東 奈央	つぐみ法律事務所 弁護士
安達 信介	河南町高齢障がい福祉課長
雨田 信幸	障害者(児)を守る全大阪連絡協議会事務局次長
大崎 年史	社会福祉法人 四幸舎和会理事長
奥脇 学	中小企業家同友会 全国協議会障害者問題委員会副委員長
尾下 葉子	特定非営利活動法人 大阪難病連事務局長
小田 多佳子	社会福祉法人 大阪手をつなぐ育成会理事長
片山 泰一	一般社団法人 大阪自閉スペクトラム症協会会長
黒田 隆之	桃山学院大学社会学部ソーシャルデザイン学科教授
澤 滋	一般社団法人 大阪精神科病院協会 副会長
潮谷 光人	東大阪大学こども学部こども学科教授
高橋 あい子	一般財団法人 大阪府視覚障害者福祉協会会長
寺田 一男	一般財団法人 大阪府身体障害者福祉協会会長
長宗 政男	公益社団法人 大阪聴力障害者協会会長
成澤 佐知子	社会福祉法人 四天王寺福祉事業団 四天王寺太子学園施設長
難波 志保	社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会 地域福祉部 部長
堀居 努	公益社団法人 大阪府精神障害者家族会連合会 副会長
前川 たかし	一般社団法人 大阪府医師会 理事
前澤 友紀	大阪狭山市福祉政策グループ課長
山崎 重彦	大阪府民生委員児童委員協議会連合会 会長

(令和8年3月30日時点)

2. 関係審議会等における審議概要等

関係審議会一覧

生活場面等	審議会等
各生活場面に共通する横断的視点	●意思疎通支援部会 ●身体障がい者補助犬部会 ○障がい者虐待防止推進部会 ○発達障がい児者支援体制整備検討部会 ・大阪府障がい者差別解消協議会
I. 地域やまちで暮らす	●社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会 ○ケアマネジメント推進部会 ○地域支援推進部会 ○発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)
II. 学ぶ	●手話言語条例評価部会 ○発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)
III. 働く	○就労支援部会 ○発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)
IV. こころや体、命を大切にする	○高次脳機能障がい相談支援体制連絡調整部会 ○医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会 ○発達障がい児者支援体制整備検討部会(再掲)
V. 楽しむ	●文化芸術部会

●：大阪府障がい者施策推進協議会に設置している部会

○：大阪府障がい者自立支援協議会に設置している部会

大阪府障がい者施策推進協議会各部会の活動状況について

■ 意思疎通支援部会 担任する事務 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等のあり方の審議	令和6年度 部会での検討テーマ 特に専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成・派遣等のあり方 令和6年度の開催実績 ●ワーキンググループの開催 ・盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループ（令和7年2月27日） 主な議題： ・盲ろう者通訳・介助者の養成、派遣等について ⇒審議内容・結果 ・令和6年度の養成研修、現任研修、現任実習の実施状況について報告。現任研修の免除規程について運用方法の見直し等について助言を受けた。 ・令和6年度の派遣状況、実態調査の結果について報告。ヒヤリハット報告の見直し等について助言を受けた。 ・派遣に関する周知チラシについて委員全員の賛成により決定された。 令和7年度の開催実績 ●12月17日に意思疎通支援部会を開催 ・第6次大阪府障がい者計画にかかる意見具申の策定について ●2月13日に盲ろう者通訳・介助等ワーキンググループを開催 ・盲ろう者通訳・介助者の養成、派遣等について
■ 身体障がい者補助犬部会 担任する事務 身体障がい者補助犬の使用機会の提供を行う者の選考等	令和6年度 部会での検討テーマ 身体障がい者補助犬の使用機会の提供を行う者の選考等 令和6年度の開催実績 ●令和6年8月29日 議題： 大阪府身体障がい者補助犬使用機会提供者の選考について ⇒審議内容・結果 大阪府身体障がい者補助犬使用機会提供者を決定した。 令和7年度の開催実績 ●令和7年7月31日 議題： 大阪府身体障がい者補助犬使用機会提供者の選考について ⇒審議内容・結果 大阪府身体障がい者補助犬使用機会提供者を決定した。
■ 社会福祉施設等施設整備費補助金等審査部会 担任する事務 社会福祉施設等施設整備費補助金等の国庫補助対象施設にかかる選定審査	令和6年度 部会での検討テーマ 社会福祉施設等施設整備費補助金等の国庫補助対象施設にかかる選定審査 令和6年度の開催実績 ●令和6年10月10日 議題： ①選定審査 ⇒審議内容・結果 補助申し込みのあった案件について、障がい福祉計画に照らし合わせた必要性、緊急性、法人の適格性等の観点から審査し、順位付けを行った。 なお、審査結果順位に基づき国に対し国庫補助協議を行い、令和6年度補正予算で2件、令和7年度当初予算で2件の採択に至った。 令和7年度の開催実績 ●令和7年9月22日 議題： ①選定審査 ⇒審議内容・結果 補助申し込みのあった案件について、障がい福祉計画に照らし合わせた必要性、緊急性、法人の適格性等の観点から審査を行った。 なお、審査結果に基づき国に対し国庫補助協議を行い、令和7年度補正予算で1件の採択に至った。

■ 手話言語条例評価部会	■ 文化芸術部会
担任する事務 手話言語条例に基づく施策への助言や評価等、難聴児の早期支援等	担任する事務 「文化芸術」を通じた障がい者が主体的に活動できる環境づくり等
令和6年度 部会での検討テーマ 「手話言語条例」に基づく施策に係る評価・助言等 令和6年度の開催実績 ●令和7年3月11日 主な議題： ・難聴児早期支援中核機能拠点としての取組み実績について ・難聴児早期支援中核機能拠点としての今後の取組みについて ⇒審議内容・結果 ・第5次大阪府障がい者計画への位置づけの経緯、手話言語条例に基づく施策の実施状況、及び、説明。 ・難聴児支援の側面において、医療機関との連携の強化（情報の共有）等について委員から助言等を受けた。 令和7年度の開催実績 ●令和8年1月22日に開催 ・難聴児の早期支援に関する事務及び手話言語条例に基づく取組みの実施状況等について ・第6次大阪府障がい者計画にかかる意見具申の策定について	令和6年度の開催実績 ●令和7年2月28日 主な議題： ・文化芸術にかかる取組み実績等について ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」に基づく「大阪計画」を踏まえた今後の府事業の方向について ⇒審議内容・結果 ・当該年度の取組み状況や事業の進捗状況等について報告・説明した。 ・法律に基づく「大阪計画」を踏まえた今後の府事業について意見・助言をいただいた。 令和7年度の開催実績 ●令和8年2月26日に開催 ・文化芸術にかかる取組み実績等について ・第6次大阪府障がい者計画にかかる意見具申の策定について

大阪府障がい者自立支援協議会各部会の活動状況について

■ 障がい者虐待防止推進部会	
＜部会等の検討テーマ／令和7年度中の到達目標＞ ・厚生労働省「障害者虐待防止法に基づく令和6年度の対応状況等に関する調査」における大阪府の状況と虐待対応の取組を報告 ・各参画機関の虐待防止に向けた取組についての情報を共有 ・今後の関係機関の連携強化も含めた障がい者虐待防止施策について検討を推進	

令和7年度の開催実績及び検討内容	
【第1回 令和8年2月12日 開催】 ○検討内容 (1) 大阪府及び市町村における障がい者虐待防止の取組について (2) 各関係機関の取組状況等について ○主な委員の意見 ・「従事者虐待における虐待発生要因について、『人員不足や人員配置の問題及び関連する多忙さ』に該当する件数が少ないように思う。しかし、実際には多くの施設が人員不足を嘆いている状況。」	
・「サービス管理責任者の要件が緩いように感じる。20時間の研修でサビ管になれると聞いたが、その程度の研修で重度障がい者支援に対応できるのか疑問。」 ・「近畿府県との情報交換会に関連して、自らが関わった高齢者虐待事案では、県境を越える市町村間での情報共有が難しいという話が出ていた。これは高齢分野に限らず障がい分野でも同様の問題が生じると考えられるため、このような場合には都道府県が主導すべき。」 ・「自身の団体でも所属会員に対して権利擁護に関する研修を実施しているが、研修に参加するのは元々意欲のある人が多い。一方で、学ぼうとしない人や、自身が虐待している可能性に気づかない人への対応が課題となっている。」	

令和7年度の検討結果	
○重大な障がい者虐待ゼロの実現を目標に、課題である市町村間での対応力の差に重点を置き、対応力向上を目指した府と市町村の取組について、報告を行った。 ①府の役割として、市町村の対応力向上を支援 ・日々の相談、また市町村指導の機会を通じて、直接虐待対応状況を確認し、必要な助言を実施。 ・現場での課題や対応困難事例に焦点を当てた研修の実施。 ・虐待対応や養護者支援における取組の好事例を周知。 ・関係機関（警察、労働局、女性相談センター等）と連携し、虐待対応の後方支援を実施。 ②市町村の役割として、虐待対応に係る体制整備と対応管理の徹底 ・適切な職員配置による体制強化と対応内容の充実 ・虐待防止ネットワークの構築と活用	
次年度の検討項目（予定）	
○本部会は障害者虐待防止法第39条の「都道府県における関係機関との連携協力体制の整備」の趣旨をふまえて設置していることから、引き続き府の障がい者虐待の対応状況の概要と取組についての報告を行うとともに、大阪府・市町村・関係機関の連携強化方策などについても議論が深まるような工夫を検討する。 ○重大な障がい者虐待ゼロの実現に向け、市町村との連携を一層深め、虐待対応および支援体制の充実を図る。次年度以降も、厚生労働省主催の指導者養成研修への市町村職員の派遣を継続するとともに、府主催の市町村向け研修については、企画段階から実施に至るまで市町村と協力して取り組み、内容の一層の充実にも努める。これらの取組を通じ、オール大阪での対応力強化を目指し、引き続き協議・検討を進める。	

■ 発達障がい児者支援体制整備検討部会（こどもWG・成人WG含む）	＜部会等の検討テーマ／令和7年度中の到達目標＞ ○ 第6次障がい者計画策定に向けた発達障がい児者総合支援事業の方向性について検討を行う。 また、市町村における発達障がい児者支援の取組状況について報告する。
令和7年度の開催実績及び検討内容 ■ 発達障がい児者支援体制整備検討部会 【第1回 令和7年6月24日 開催】 ○ 検討内容 ・第6次障がい者計画策定に向けた発達障がい児者総合支援事業の方向性について ・市町村における発達障がい児者支援の取組状況について ○ 主な委員の意見 ・体制整備を考えていくことと現場での実際の困り感との乖離の部分をどう埋めていくか議論していくことが大事。 【第2回 令和8年2月25日 開催】 ○ 検討内容 ・各ワーキンググループにおける検討状況の報告 ・令和8年度の主な検討内容について ○ 主な委員の意見 ・診断結果がでて終わりではなく、結果を支援につなぐことが大事であり、そのためスキルの精度を上げていくことが必要。 ・特性があっても環境で困っていない方もいれば、診断域になくても困っている方もいる。未だ困っていない子どもたちの発達傾向へのサポートも必要。もっと早くすべき。医療モデルというより社会モデルで考えていくべき。 ・受容がない方への対応が困難というがスキルより視点の話。受容は弱みを認めることでもあり、上から目線の対応をされたらどう思うか。言い方などの研修も大事。	次年度の検討結果 ○ 次期計画期間において、さらなる施策の充実を図るため、発達障がい児者総合支援事業の各取組の方向性について議論した。 ○ 市町村における取組状況の調査結果を報告し、市町村において今後充実させていくべきことや、さらに調査すべき点について検討した。 ○ アンケート結果を踏まえ、相談支援機関（主に基幹相談支援センター）向けの研修について取組み検討していく。
■ こどもWG 【令和7年8月21日 開催】 ・地域発達支援事業所等サポート事業の取組状況の報告を踏まえた支援体制整備における広域的な支援について ・医療機関の実態調査結果を踏まえた課題と取り組むべき方向性について ○ 主な委員の意見 ・子育て中の親への診断前の関わり助言については医師でなくとも可能ではないか。 ・療育の申請や就学時に医師の診断書を必須としている地域がまだある。診断さえあればよいという考えではなく、どのような特性かという中身が重要なので診断書要件を見直すべき。 ■ 成人WG 【令和7年10月6日 開催】 ・医療機関の実態調査結果を踏まえた課題と取り組むべき方向性について ・相談支援機関アンケートの調査結果を踏まえた支援力向上に関する取組について ・令和6年度発達障がい者支援センターアクトおおさかの事業報告について ○ 主な委員の意見 ・緊急の受診ニーズに对应している医療機関は、ネットワーク登録で待機期間が伸びることを懸念している可能性がある。 ・診断がなくても相談はできるが、自分がどのような状態なのか知りたいというニーズもあるため、医療機関への情報アクセスのしやすさも見直すべき。 ・基幹相談支援センターだけでなく、府民・企業などの方向けに合理的配慮を含めた理解促進のための取組も必要。	次年度の検討項目（予定） ○ 第6次障がい者計画における発達障がい児者支援の方向性について ・第5次障がい者計画における取組の報告と評価 ・第6次障がい者計画における発達障がい児者支援の方向性の検討 ○ 市町村における発達障がい児者支援の取組状況について ・令和7年度に実施した市町村の取組状況調査結果の報告

■ ケアマネジメント推進部会 ＜部会等の検討テーマ／令和7年度中の到達目標＞ 相談支援の中核的役割を果たす基幹相談支援センターの機能強化や、地域の実情に応じた相談支援体制の整備を支援することにより、市町村における相談支援体制の強化・充実を図る。	令和7年度の開催実績及び検討内容 【第1回 令和7年8月7日 開催】 ＜議題＞ 1 相談支援地域アセスメントシートについて 2 地域生活促進アセスメント事業の進捗状況について 3 その他 ○検討内容 ・市町村の相談支援体制を確認するための「相談支援体制アセスメントシート」(案)について議論を行った。また、地域生活アセスメント事業の進捗状況の報告を行った。 ○主な委員の意見 ・アセスメントシートを地域（市町村等）で有効に活用するためには、相談支援専門員にかかる研修との連動が必要。 ・シートを用いたアセスメントを円滑に進められた工夫や苦労した点を市町村へ共有してはどうか。 ・相談支援に関わる人材育成にあたっては、研修をさらに充実させることが重要。	令和7年度の検討結果 ・相談支援体制アセスメントシートに関して、自立支援協議会情報交換会を含めて市町村で普及が進むよう意見交換を行ったほか、アセスメントの実施状況のフォローアップ等、次年度以降のスケジュール感を共有した。 ・地域生活促進アセスメントマニュアルについては、モデル実施の結果を踏まえて内容を確定させた。次年度以降に府内全町村へ普及・実施していくための留意点等を取りまとめた。
	令和8年3月2日 開催】 ＜議題＞ 1 地域生活促進アセスメントマニュアル最終版について 2 市町村の相談支援地域アセスメント実施結果について 3 令和7年度障がい者相談支援事業の実施状況等の調査結果概要 ○検討内容 ・モデル市町での実施結果を踏まえ、地域生活促進アセスメントマニュアル(案)の完成に向けて議論を行った。また、各種調査結果の報告を行った。 ○主な委員の意見 ・相談支援従事者研修にアセスメントマニュアルを取り入れる等、普及させる方策をさらに検討する必要がある。 ・研修の修了者数と比較して、府内で相談支援業務に従事する人が増えないという現実がある。 ・市町村によってセルフブラン率に高低が生じる理由を分析すると良いかもしない。 ・市町村における人材育成の課題を分析して研修等に反映させるとともに、市町村が活用できるよう調査結果を周知すると良い。	次年度の検討項目（予定） ・それぞれのアセスメントシートを市町村が活用する状況と、そこから見えてくる課題や意見等を集約して部会へ報告する。 ・普及を進めるためには市町村へ丁寧な趣旨等を説明する必要がある。担当者等と直接話す中で、相談支援体制の現状と課題、さらには課題解決等に関する取り組み事例も把握し、市町村等へ共有する。 ・相談支援従事者研修講師とファシリテーターの養成のあり方等を検討する

■ 地域支援推進部会（精神障がい者地域移行推進 WG・基盤整備促進 WG 含む）

＜部会等の検討テーマ／令和7年度中の到達目標＞

第5次大阪府障がい者計画の最重点施策である「入所施設や精神科病院からの地域生活への移行の推進」を着実に進めるため、府の取組内容及び市町村の取組み等の状況把握と課題整理を行い、今後の障がい者の地域移行施策について検討する。

令和7年度の開催実績及び検討内容

■ 地域支援推進部会

【令和8年3月2日 開催】

○ 検討内容

- ・各 WG（精神・基盤整備）の実施状況
 - ・その他（地域移行にかかる第7期大阪府障がい福祉計画の進捗状況について）
- 主な委員の意見
- ・地域生活移行後に家庭復帰した方等が社会資源を活用できていないのか等の状況を把握し、本来の地域移行として機能しているのか、質的な面からも捉えることが必要。
 - ・入所施設利用者への暮らしたい場所に関する意向確認については、本人の意思決定のステップが丁寧に取り組みられていることが重要。
 - ・入所施設から地域生活へ移行される方の年代は40～50代が多く、退所後10～15年を見据えると、高齢化するという状況を認識しておく必要がある。
 - ・障がい福祉計画の数値目標は重要だが、地域生活を支える人材の確保や支援力の向上も課題であり、量・質ともに人材を育成していくことが重要。

精神障がい者地域移行推進 WG

【第1回 令和7年8月21日 開催】

○ 検討内容

- ・在院及び退院患者調査から見えてくる大阪府の現状と課題
- ・大阪府における「にも包括」の状況について

○ 主な委員の意見

- ・長期入院患者数は減少傾向だが、6割は死亡か他科への転院であり、大阪府長期入院精神障がい者退院支援強化事業の継続による適切な「退院促進・地域移行」が必要。
- ・転院による入院期間のリセット等を踏まえ、大阪府障がい福祉計画の目標設定について検討が必要ではないか。
- ・病院研修を効果的に行うためには、実施状況を踏まえた検証が必要。

【第2回 令和8年2月26日 開催】

○ 検討内容

- ・長期入院精神障がい者退院支援強化事業実績報告（第1回委員意見を踏まえ、精神科病院職員研修実施状況や広域コーディネーターの活動例も提示）
- ・地域精神医療体制整備広域コーディネーター実践報告などから、現状の把握と課題を共有

令和7年度の検討結果

■ 精神障がい者地域移行推進WG

- ・にも包括協議の場においてそれぞれの地域の課題の共有を図っているところだが、本人の自己決定のための働きかけが重要であり、人材確保や支援力の向上が必要。
- ・広域コーディネーターによる市町村を横断した情報やノウハウの共有や連携が重要と再認識。

■ 基盤整備促進WG

- ・地域生活推進事業費補助金は、3か年の最終年度として地域生活推進の意識醸成を図る指針や事業所向け支援マニュアル作成等の取組みを公募し、事業所の支援力向上や連携体制の構築を図る。
- ・重度障がい者グループホーム等整備事業費補助金は行政や他機関との協議及び連携を行う事業所を公募し、支援が難しいとされる障がい者の地域移行や地域生活系属の事例の横展開を図る。
- ・地域生活支援拠点等ポータルサイトの作成により、好事例を横展開し、機能の充実・強化、運用状況の検証・検討を推進するとともに、府民への見える化を図る。

○ 主な委員の意見

- ・この30年ほどで地域のサービスは増え、地域も確実に力をつけてきている現状はあるが、家族の負担感や不安感はいまだ高い状況にある。

- ・精神科病院において、本人からの退院希望の声を全て受け止められていない場合もあり、引き続き、退院支援に向けた取組みを病院職員が意識できるように周知が必要。

- ・市町村単位の「にも包括」協議の場では情報が限られてしまうため、広域コーディネーターによる府内の他市町村のノウハウの共有を図りながら協議を進めていくことが必要。

基盤整備促進WG

【第1回 令和7年7月25日 開催】

○ 検討内容

- ・令和7年度施設入所待機者に関する実態調査項目検討
- ・令和7年度各施策のあり方

○ 主な委員の意見

- ・入所相談時に市町村が確認すべき内容を待機者実態調査の項目に盛り込み市町村が調査の際に回答しやすくなる工夫等が必要。
- ・重度障がいのある方でも多機関と連携して地域移行した事例があれば本人・家族・事業者の地域生活推進に向けた意識啓発につながる。
- ・地域生活支援拠点等については今後周知や運用状況の検証・検討に力点を置いて進めていくことが必要。

【第2回 令和8年1月22日 開催】

○ 検討内容

- ・令和7年度実績及び令和8年度の方向性について（補助事業及び地域生活支援拠点等）
- ・障がい福祉計画にかかる調査の結果報告（施設入所利用者への意向調査等）

○ 主な委員の意見

- ・地域生活支援拠点等の状況は市町村によって様々であるため、他の市町村の整備状況や取組をポータルサイトを活用し見える化することは好事例の横展開や府民への周知に有効。
- ・地域移行の可能性をアセスメントすることが難しい場合においても、入所者本人の経験不足のまま行うことなく、地域を体験する機会を設けるなど丁寧なアセスメントが重要。
- ・入所施設利用者への意向調査において、本人がどこで暮らしたいかという質問は、緻密な意向確認をすることで回答は変わってくるので、それを踏まえた受けとめが重要。

次年度の検討項目（予定）

■ 精神障がい者地域移行推進WG

- ・引き続き事業を継続し、地域と病院の連携を強化し地域課題の共有やタイムリーな現状把握を図る。
- ・事例報告、実践報告などによる好事例の展開を継続し、変化していく社会情勢を把握していく。

- ・「にも包括」ポータルサイトの周知とブラッシュアップを図る。

■ 基盤整備促進WG

- ・令和8年度事業の実施状況の報告及び今後の進め方を検討。
- ・令和8年度で終了となる知事重点事業の次の展開として地域移行及び地域生活の継続が進んでいくための今後の施策の方向性を検討。

就労支援部会（工賃向上委員会）

＜部会等の検討＞／マナー／令和7年度中の進捗目標へ

「テーマ」就労支援、関係機関のネットワーク充実、工賃向上支援

[到達目標]・障がい者の就労支援施策や関係機関のネットワークの充実について審議することで、第5次障がい者計画の最重要施策である「障がい者の就労支援の強化」を推進するとともに、第6次障がい者計画の策定に向けて、課題等について意見聴取を行う。

- ・福祉施設で働く障がい者の工賃向上を図る。

令和7年度の開催実績及び検討内容

■ ■ ■ 就労支援部会

【第1回 令和7年8月26日開催】

○検討内容

- ・第7期大阪府障がい福祉計画における成果指標及び活動指標達成状況
就労移行等連携調整事業、第6次大阪府障がい者計画策定

○主な委員の意見

- ・本人が働こうと思える教育環境づくりが必要。一方で、無理して働き続けず、安心して職場を辞められる選択をできる社会であってほしい。
- ・障がい種別ごとに就労のめざすべき姿は違ってくる。
- ・就労選択支援事業は、理念が重要。選択支援の指定を取った事業所が安易に特定の事業所に誘導することなく、本人の希望が叶うようにすべき。
- ・大阪で就労継続支援 B 型事業所が急増するのに伴い、良くない事業所も増えてきていると聞く。／在宅就労が増加しているが、在宅就労のアセスメントをするには、非常にスキルが必要。
- ・重度障がいの人が働くことができない事業を使って、働く枠組みを広げることや、短時間雇用の好事例も踏まえて、さまざまな就労形態で働けることを次期計画で打ち出して欲しい。

【第2回 令和8年3月27日 開催】

○檢討內容

- ・次年度以降の取組み

令和7年度の検討結果

就业援助部会

- ・第7期大阪府障がい福祉計画に掲げる一般就労への移行者数の増加等の実現に向けて課題や取組みに対するご意見をいただくとともに、第6次大阪府障がい者計画策定に向けた検討を行った。

■工賃向上計画の推進に関する専門委員会

- ・就労継続支援優良取組表彰制度の見直しを審議し、従来の工賃向上や就労支援の取組のほかに長期継続支援や重度障がい者支援なども評価する制度に改め、応募があった中から1事業所を選定した。

■工賃向上計画の推進に関する専門委員会

【第1回 令和7年8月27日 開催】

○棟討因略

- ・大阪府工賃向上計画（令和6～8年度）の取組状況
- ・就労継続支援優良取組表彰令和7年度実施概要

○主な委員の意見

- ・工賃額は目標達成、優先調達実績も過去最高であるが、さらなる工賃向上に向けては、単価交渉なども必要となる。請負営業研修等により事業所の意識啓発をするとともに、発注者側の企業に対しても意識改革を促し、発注促進に向けて取り組みをほしい。

- 表彰は、国の情報公表制度を遵守している事業所を選定することとする。

【第2回 令和7年12月8日開催】

○検討内容

- ・令和7年度大阪府就労継続支援優良表彰の選定について

○主な委員の意見

- ・工賃向上及び就労支援に長年取り組んでいる1事業所を対象として選定。
- ・好事例取組をしっかりと広めるように取り組んでほしい。
- ・惜しくも選外の事業所にも今後の期待を伝え、次につなげてほしい。

【第3回 令和8年3月24日 開催】

○檢討肉帛陷

- ・大阪府工費向上計画（令和6～8年度）の取組状況、実施計画について

次年度の検討項目（予定）

■ 就労支援部会

- ・第7期大阪府障がい福祉計画における成果指標及び活動指標達成状況について

- ・就労移行等連携調整事業の進捗状況について (R7・R8)

- 工賃向上計画の推進に関する専門委員会
- ・ 大阪府工賃向上計画（R6～8）の取組状況
- ・ 大阪府工賃向上計画（R9～11）の検討
- ・ 令和8年度就労継続支援優良取組表彰の募集・選定

高次脳機能障がい相談支援体制連携調整部会 <部会等の検討テーマ／令和7年度中の到達目標> 高次脳機能障がいのある方が地域で安心して暮らし続けられるよう、各支援機関のネットワークを構築することを目標とする。また、子どもの高次脳機能障がいの普及啓発の取組についても議論を行う。	令和7年度の開催実績及び検討内容 【第1回 令和7年9月18日 開催】 <議題> - 地域支援ネットワークの再構築について - 高次脳機能障がいの理解促進に向けた普及啓発について - 子どもの高次脳機能障がいについて O検討内容 - 地域支援ネットワークの再構築のため、昨年度実施の三島圏域の活動報告や各圏域の活動状況について - 高次脳機能障がいの普及啓発イベントや今後の取組について - 子どもの高次脳機能障がいのサポートブックについての作成報告について O主な委員の意見 - 各圏域ごとのネットワーク再構築後どうしていくか - 今ある高次脳機能障がいの啓発ツールをイベント等で活用していくべき - こどもの高次脳機能障がいサポートブックについて、すぐわかりやすいものを作った 【第2回 令和8年3月26日 開催】 <議題> - 地域支援ネットワークの再構築について - 高次脳機能障がいの理解促進に向けた取組について - 子どもの高次脳機能障がいについて - 法制化への対応 O検討内容 - 地域支援ネットワークの再構築に関する各圏域の活動報告とともに、次年度に実施予定の南河内圏域の調整状況について - 理解促進のための普及啓発の取組状況について - 子どもの高次脳機能障がいの普及啓発の取組について - 法制化に対応した取組の方向性について
--	---

■ 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等支援部会（医療的ケア児支援センター設置検討 WG 含む）	＜部会等の検討テーマ／令和7年度中の到達目標＞ 医療的ケアを要する重症心身障がい児者等とその家族が安心して地域生活を送れるよう、医療的ケアを要する重症心身障がい児者等の支援に関わる各分野の専門家と地域の課題や対応策について検討を行う。
令和7年度の開催実績及び検討内容 【第1回 令和7年10月1日 開催】 ＜議題＞ ・医療的ケア児等コーディネーター支援拠点について ・令和6年度重症心身障がい児者実態把握調査の結果を踏まえた取組みについて ・大阪府における医療的ケア児者支援のための取組みについて ○検討内容 ・市町村に配置された医療的ケア児等コーディネーターの活動を促進するため、後方支援機関として医療的ケア児等コーディネーター支援拠点を設置し、医療的ケア児支援センターとの三層構造による相談支援体制の枠組みについて検討を行った。 ・実態把握調査の結果を受け、医療型短期入所と居住支援の拡充支援について検討を行った。 ○主な委員の意見 ・医療的ケア児等コーディネーターをはじめとする地域の相談支援体制の整備と、コーディネーターが関わったうえでの医療的ケア児等の実態把握を両輪として地域を発展させていくことが重要である。 ・医療的ケア児者の生活の場については、本人の意思決定・権利擁護も踏まえながら、まずはレスパイトを含めた在宅での生活を支える仕組みを整備することが必要である。	令和7年度の検討結果 ・地域における相談支援体制の重要な構成要素である医療的ケア児等コーディネーターと協議の場の状況について、地域差が生じていることが明らかとなった。今後はこの地域差の要因等について実態把握・分析を行い、大阪府として一定の標準化に向けて検討を進めていく。 ・医療型短期入所の整備状況及び療養介護の待機状況（市町村アンケート）について報告を行った。
【第2回 令和8年2月20日 開催】 ＜議題＞ ・地域の相談支援体制の枠組みについて ・医療的ケアに対応できる事業所等の整備について ○検討内容 ・市町村における医療的ケア児等コーディネーター及び協議の場について、質の格差縮小に向け、今後大阪府として取組む方向性について検討した。 ・医療型短期入所と療養介護の整備状況等について報告した。 ○主な委員の意見 ・医療的ケア児等コーディネーターによるプッシュ的支援は非常に重要であるものの、活動の基盤が弱い状況にある。大阪府としての役割の規定や権限の付与も視野に入れ、委託等による報酬の規定と身分保障を受けたいうえで活動ができるよう、市町村に対して具体的に提言をしていくことが必要である。 ・医療的ケア児等コーディネーターをはじめとする地域の相談支援体制の整備と、コーディネーターが関わったうえでの医療的ケア児等の実態把握を両輪として地域を発展させていくことが重要である。 ・医療的ケア児者の生活の場については、本人の意思決定・権利擁護も踏まえながら、まずはレスパイトを含めた在宅での生活を支える仕組みを整備することが必要である。	次年度の検討項目（予定） ・地域における医療的ケア児等コーディネーターの活動状況と課題について ・市町村協議の場の実態と運営等における課題について ・医療的ケアに対応できる事業所等の整備について（進捗報告）

大阪府障がい者差別解消協議会の活動状況について

＜概要＞ 障害者差別解消法に基づき知事の附属機関として設置し、障がい者差別解消の推進に関する事項を審議する。法第17条に規定する「支援地域協議会」の機能も有する。その他、各参画機関による差別解消に向けた取組についての情報共有を行う。 障がい者差別解消協議会の下に合議体を設置し、広域支援相談員の職務への助言やあっせんについて実施する。	令和7年度の開催実績 【第1回 令和7年7月14日 開催】 ○議題 令和7年度合議体の運営について 令和6年度障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書について 各委員の障がい者差別解消に関する取組状況の共有等について 【第2回 令和8年1月26日 開催】 ○議題 各委員の障がい者差別解消に関する取組状況の共有等について 障がい者を理由とする差別の解消に関する啓発活動の推進について	○主な委員の意見 遊園地について、まだまだ当事者の自由が十分に保障できている状態ではないと感じた。団体が取組みとして遊園地に行き、使えたり使えなかったりするものを遊びながらチェックするということをしているが、大阪府としても、中長期的な視点で関わっていただきたい。 今後、労働施策総合推進法の改正によりカスママーハラスメント対策が義務化する。合理的配慮の申出等がカスママーハラスメントと捉えられないように障害者差別解消法の趣旨をしっかりと周知していく必要がある。 「つなぐ窓口」は、その機能を十分に果たすことができていない。その実態について、大阪府やそれぞれの団体から伝えていくというアプローチが必要。
令和7年度の検討内容 効果的かつ円滑に行うネットワークを作ることにより、障がい者差別を解消していくことを目的に、障がい者差別に関する情報の共有や協議を通じ、障がい者差別を解消するための取組みについて報告等を行った。 ○障がい者差別解消に向けた大阪府の活動報告書について共有し協議。 広域支援相談員が対応した相談の件数、分類、相談事例等の概要。 障がい者差別解消研修会の開催、研修会や学習会等へ担当職員等が出張し、法や条例、障がいの社会モデル、障がい理解等に関する講義を実施。 啓発物としては、『大阪府障がい者差別解消ガイドライン』を改訂し、研修の機会や、各市町村を通じて、広く府民への配布を実施。 ○各委員等の障がい者差別解消に係る取組みについて、情報共有と意見交換を実施。	○あっせん申立の概要と経過について共有し協議。 ○行政機関及び団体等における立場で実施可能で、効果的と思われる啓発活動について協議。	次年度の検討項目（予定） ○障がいを理由とする差別を解消するための取組みを主体的に行うネットワークとして、その機能をより強めるために、大阪府や各委員それぞれの取組みを共有し連携や協働を図っていく。 ○本取組みを通じて、合理的配慮の認知度向上などの啓発活動等について、効果的と思われる取組みを協議し、合理的配慮が積極的かつ適切に提供されるよう推進していく。